

## 第 4

群馬県農業技術センター



## 目 次

---

### 概要

1	所在地.....	4 - 3
2	沿革.....	4 - 3
3	設置等根拠.....	4 - 4
4	業務概要.....	4 - 5
5	施設の概要.....	4 - 6
6	組織.....	4 - 8
7	平成16年度の主な事業内容.....	4 - 10
8	試験研究について.....	4 - 12
9	収入・支出の状況.....	4 - 14
10	全国の農業（耕種）系都道府県立試験研究機関の状況.....	4 - 16
11	群馬県の農業政策（耕種分野）及び農業技術センターの位置付けと特徴	4 - 17
12	国・都道府県・大学・民間等との役割分担.....	4 - 19

### 実地監査年月日

実地監査年月日.....		4 - 20
--------------	--	--------

### 監査結果

#### (入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

（平均落札率等の概要）.....		4 - 20
（監査結果・指摘事項）		
1	単価契約における予定価格の設定について.....	4 - 20
2	落札者が契約を締結しないため随意契約する場合の制限について.....	4 - 21
3	研究経費の使用について.....	4 - 21
4	決裁書類、契約書及び見積書等の日付の洩れについて.....	4 - 22
（意見）		
5	執行伺書への契約条項案の添付等について（共通）.....	4 - 22
6	一般競争入札に付さない理由の明示について.....	4 - 22
7	売買契約書における目的物品の記載について（共通）.....	4 - 23
8	落札者決定におけるくじ引きの経過資料について.....	4 - 23
9	高額物品の二者随意契約について.....	4 - 23

#### (施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

（施設設備及び備品の概要）.....		4 - 25
（監査結果・指摘事項）		
10	備品の現品確認について（共通）.....	4 - 26
11	備品整理票等の貼付洩れについて.....	4 - 26
12	必要がなくなった物品について（共通）.....	4 - 27

1 3	寄贈品について.....	4 - 28
	(意見)	
1 4	機器利用状況の把握について(共通).....	4 - 29
1 5	県立試験研究機関内の備品の貸付手続きについて.....	4 - 31
1 6	遊休不稼動建物等について(共通).....	4 - 32
1 7	前橋研究拠点の農業機械器具保管庫の利用状況について.....	4 - 32
1 8	前橋研究拠点の格納庫の保安対策について.....	4 - 32
1 9	火災共済付保状況について(共通).....	4 - 32
2 0	肥料の在庫たな卸について.....	4 - 33
2 1	薬品等の管理状況について(共通).....	4 - 33
	<b>(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)</b>	
	(課題設定・研究成果に関する評価等の現状).....	4 - 35
	(意見)	
2 2	外部評価委員による外部評価について(共通).....	4 - 37
2 3	外部評価委員の評価基準について(共通).....	4 - 38
2 4	外部評価委員の評価書について(共通).....	4 - 38
2 5	研究計画が数年に亘る場合の取扱いについて.....	4 - 38
2 6	種苗の取扱いについて.....	4 - 39
2 7	研究成果の調査、分析について(共通).....	4 - 39
	<b>(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)</b>	
	(意見)	
2 8	外部資金の導入について(共通).....	4 - 40
2 9	評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通).....	4 - 40
3 0	人事面の施策について(共通).....	4 - 41
3 1	研究職員の育成について(共通).....	4 - 42
3 2	業務の効率化の追求について(共通).....	4 - 42
3 3	試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通).....	4 - 45
3 4	試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通).....	4 - 45
3 5	光熱水費節減について(共通).....	4 - 45
3 6	組織統合に伴う研究業務等の効率化について.....	4 - 45
3 7	農産加工グループの業務内容について.....	4 - 46
3 8	作物育種グループにおける米麦大豆の種子生産事業について.....	4 - 47
3 9	高冷地野菜研究センターの研究業務について.....	4 - 47
4 0	行政コスト計算書の活用について(共通).....	4 - 48
4 1	研究課題別原価計算について(共通).....	4 - 50
4 2	研究成果の普及について(共通).....	4 - 51
4 3	県立 8 試験研究機関の連携強化について(共通).....	4 - 52
4 4	農業技術センターの今後のあり方について(共通).....	4 - 54

# 群馬県農業技術センター

## 概要

### 1 所在地

- 【本所】伊勢崎市西小保方493番地
- 【前橋研究拠点】前橋市江木町1251番地
- 【中山間地園芸研究センター】沼田市井土上町1278番地
- 【東部地域研究センター】館林市当郷町1132番地2
- 【高冷地野菜研究センター】吾妻郡嬭恋村大字田代301番地
- 【こんにゃく特産研究センター】渋川市上の原3092番地1

### 2 沿革

- 明治 28 年 前橋市岩神町に農事試験場として創立
- 明治 34 年 前橋市前代田町に移転
- 昭和 13 年 群馬郡上郊村に上郊原種圃を、新田郡木崎町に木崎園芸分場を新設
- 昭和 21 年 北群馬郡金島村に金島こんにゃく試験地を新設
- 昭和 22 年 金島こんにゃく試験地を農林省に移管
- 昭和 23 年 勢多郡桂萱村に経営技術農場を新設
- 昭和 25 年 農事試験場を農業試験場と改称
- 昭和 26 年 金島こんにゃく試験地を農林省より引き継ぐ  
上郊原種圃を上郊畑作試験地と改称
- 昭和 30 年 原種部門を残し、本場を前橋市前代田町から江木町（前橋研究拠点）に移転
- 昭和 31 年 佐波郡東村に佐波東原種圃を、館林市東郷町に邑楽水稻試験地を新設
- 昭和 35 年 沼田市横塚町に沼田果樹試験地を新設
- 昭和 36 年 佐波東原種圃を佐波東営農改善試験地に改称
- 昭和 37 年 藤岡市三ツ木畑作改良試験地業務を県農業技術課より引き継ぐ
- 昭和 38 年 上郊畑作試験地を経営伝習農場（現農林大）に移管
- 昭和 42 年 本場の第2農場（水田）として、前橋市石関町に石関農場を新設
- 昭和 44 年 前橋市前代田町原種圃、藤岡市三ツ木畑作改良試験地、佐波東営農改善試験地を廃止
- 昭和 45 年 園芸試験場を新設  
金島こんにゃく試験地を渋川こんにゃく試験地、邑楽水稻試験地を館林水稻試験地と改称
- 昭和 53 年 館林水稻試験地を館林試験地と改称
- 昭和 55 年 高冷地試験地を嬭恋村に設置し、高冷地野菜の研究を開始
- 昭和 58 年 組織改正により、農業試験場を廃止し、農業総合試験場に改組、各専門試

- 験場に分室を設置、試験地は分場と改称
- 昭和 60 年 生物工学研究室を新設
- 昭和 61 年 農産加工指導センターを附置機関として新設
- 平成 元年 こんにやく分場を渋川市川島から渋川市上の原に移転
- 平成 2 年 宮城村に花の技術及び情報の総合拠点として、花の総合センターを新設
- 平成 6 年 農業総合試験場が廃止され、農業総合試験場を農業試験場に改組、東部分場を東部支場と改称
- 園芸試験場は専門試験場となり、北部分場・高冷地分場の2分場が移管
- 平成 9 年 園芸試験場に生物工学研究室を移管し、野菜果樹部、育種開発部、生産環境室を設置
- 北部分場は中山間支場改称
- 平成 12 年 宮城村の花の総合センターを廃止し、園芸試験場に花き部を新設
- 平成 15 年 組織改正により農業試験場、園芸試験場、農産加工センター、病害虫防除所を群馬県農業技術センター（以下「農業技術センター」という。）に統合
- 農業試験場は前橋研究拠点、中山間支場は中山間地野菜研究センター、東部支場は東部地域研究センター、高冷地分場は高冷地野菜研究センター、こんにやく分場はこんにやく特産研究センターと改称

### 3 設置等根拠

群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）において、農業技術センターの業務内容を次のように規定している（平成17年3月31日現在）。

#### 第二十七款 農業技術センター

（業務）

第八十七条 農業技術センターは、農業の振興を図るため、次の業務を行う。

- 一 作物の品種育成、優良種苗の配布及び栽培についての試験研究及び調査に關すること。
- 二 農業経営、地域農業計画及び流通対策についての試験研究及び調査に關すること。
- 三 地力及び環境保全についての試験研究及び調査に關すること。
- 四 農業用機械、施設及び資材の改良、開発及び利用についての試験研究及び調査に關すること。
- 五 作物の病害虫の発生予察及び病害虫防除についての試験研究及び調査に關すること。
- 六 作物の土壤肥料についての試験研究及び調査に關すること。
- 七 作物に係るバイオテクノロジー及び遺伝資源についての試験研究及び調査に關すること。
- 八 農作物の加工及び利用についての試験研究及び調査に關すること。
- 九 農業技術センター研究生の指導に關すること。
- 十 地域共同開発の推進に關すること。

十一 その他農業関係の試験研究、調査及び指導に関すること（他の農業関係試験場の主管に属するものを除く。）。

#### 4 業務概要

県農業の活性化と持続的な発展を図るため、自然的、社会的条件を最大限に活用した次の業務を実施している。

##### (1) オリジナル品種及び栽培技術の開発

- ・ 園芸作物、米麦、コンニャクを中心とした品種開発
- ・ 海外から導入した優良遺伝資源の活用や生物工学的育種技術による新品種開発
- ・ 新品種等の特性を最大限に発揮させるための栽培技術開発

##### (2) 持続型・環境調和型農業生産に関する技術の開発

- ・ 水質・土壌等の環境に配慮した農業技術の確立
- ・ 環境負荷低減のための栽培技術改善研究
- ・ バイオマス（有機性資源）の総合的な利用技術の開発
- ・ 持続的農業を目指した病害虫防除技術の開発

##### (3) 低コスト、省力化技術の開発

- ・ 農作業の労働軽減化技術の開発
- ・ 低コスト・省力化のための機械化・装置化研究

##### (4) 農産物の高付加価値化技術の開発

- ・ 県産農作物の加工による特産品の開発
- ・ 栽培方法と関連した食味や品質調査による高付加価値化栽培技術の開発
- ・ 県育成品種を中心とした高品質な農産物生産のための分析・調査

##### (5) 標高差を利用した生産技術の開発

- ・ 平坦地から高冷地まで展開される本県農業の特色を生かした高品質な地域特産物の生産技術の開発
- ・ 地域の特色を生かした周年生産・出荷技術の体系化

##### (6) 県農産物の販売力を強化するための調査研究

- ・ 農家等産地支援のための調査研究・分析
- ・ 地産地消を中心とした生産と流通販売の調査研究

##### (7) 県民の健康と食の安全を確保するための調査及び技術開発

- ・ 野菜等農作物中の硝酸イオンや重金属類の濃度を低減する技術の開発
- ・ 消費者ニーズに対応した生産から販売までの情報提供システムの開発
- ・ 農作物の機能性成分の検索とその利用技術の開発
- ・ 地域特産物の安全・安心確保のための農薬登録促進

## 5 施設の概要

(1) 土地、建物の概要 (平成17年3月31日現在) (単位: m<sup>2</sup>)

箇所	土地		建物
	現況地目	実測面積	実測延面積
本所	敷地	45,492	17,307
	畑	76,793	
	その他	970	
	計	123,255	
前橋研究拠点	敷地	35,897	12,120
	田	70,790	
	畑	90,188	
	その他	9,686	
	計	206,561	
中山間地園芸研究センター	敷地	9,600	2,691
	畑	31,906	
	計	41,506	
東部地域研究センター	敷地	5,999	2,849
	田	13,678	
	計	19,678	
高冷地野菜研究センター	敷地	5,050	1,641
	畑	31,926	
	その他	23,310	
	計	60,286	
こんにゃく特産研究センター	敷地	15,300	1,800
	畑	20,140	
	計	35,440	
合計		486,727	38,409

## (2) 主な施設 (平成17年3月31日現在)

箇所		施設等名称
本所	本館	本館・病害虫実験棟(1,249m <sup>2</sup> )、研修館(421m <sup>2</sup> ) 1、 車庫(154m <sup>2</sup> )、機械室(79m <sup>2</sup> )、大農具舎(126m <sup>2</sup> )
	病害虫研究	温室(340m <sup>2</sup> )、土壌乾燥室(20m <sup>2</sup> )
	生物工学研究	高度バイオテクノロジー研究棟(955m <sup>2</sup> )、高度バイオテクノロジー研究関連温室(1,309m <sup>2</sup> )
	園芸育種研究	温室管理室(111m <sup>2</sup> )、作業室(68m <sup>2</sup> )、培養室(60m <sup>2</sup> )、収納舎(189m <sup>2</sup> )、温室・ハウス等(1,357m <sup>2</sup> )



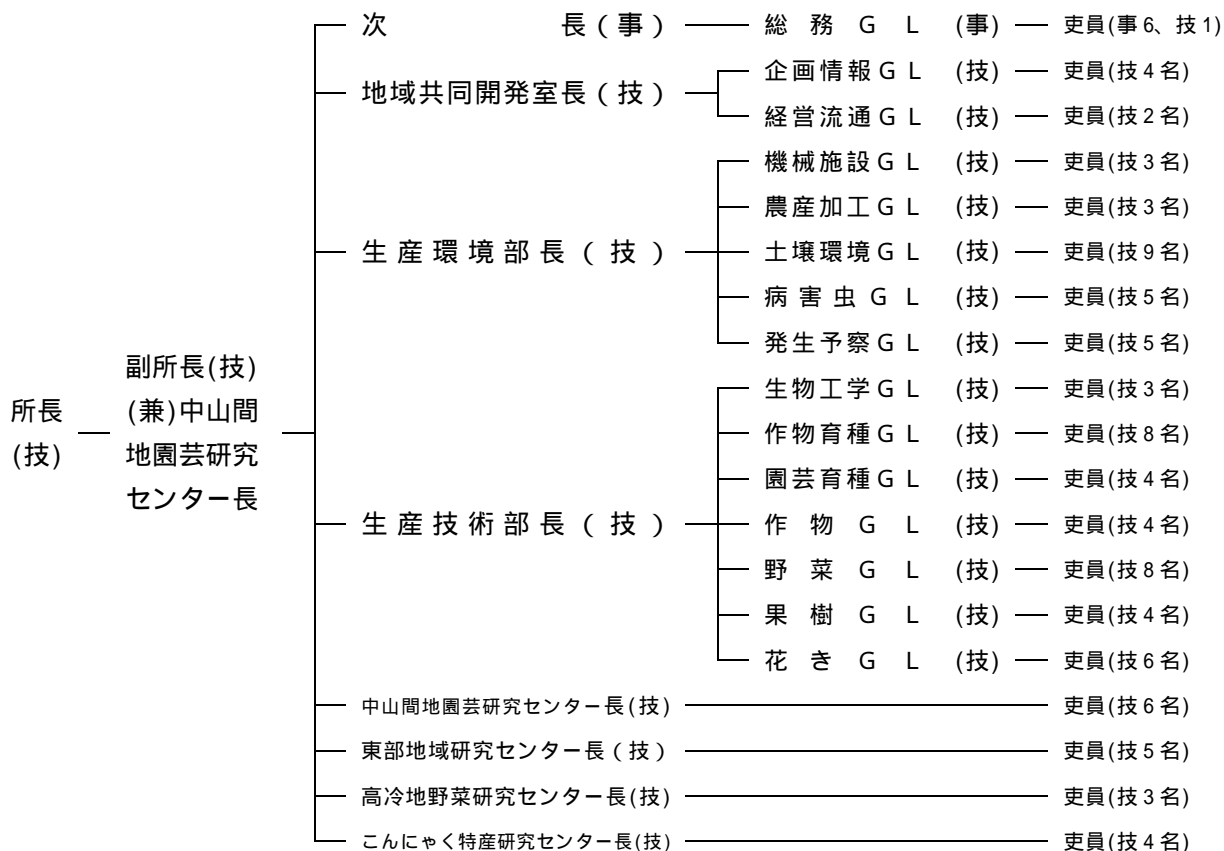
	野菜研究	圃場管理棟(426㎡)、格納庫(147㎡)、堆肥舎(187㎡)、農機具舎(150㎡)、わら置場(135㎡)、温室・ハウス(4,302㎡)
	果樹研究	果樹調査棟(213㎡)、フィルムハウス(252㎡)、ぶどう加温ハウス(648㎡)、果樹Gトイレ(7㎡)
	花き研究	管理棟(401㎡)、農機具舎(162㎡)、用土庫(116㎡)、アジサイ研究ハウス(130㎡)、温室・ハウス等(2,977㎡)
前橋研究拠点	本館	本館(2,423㎡)、電気棟(295㎡)、車庫(180㎡)、廊下及び渡り廊下(102㎡)
	機械施設研究	収納庫資材庫(258㎡)、機械棟(工作室)(216㎡)、農業機械格納庫(159㎡)、農業機械器具保管庫(132㎡)、産業ロボット棟(115㎡)
	農産加工研究	農産加工指導センター事務棟(893㎡)
	土壌環境研究	環境保全型産業実験温室(207㎡)、温室(ファイロンハウス)(145㎡)、網室×3室(135㎡×3室)
	病害虫研究	網室(コンクリート枠)(132㎡)、ガラス温室(113㎡)
	発生予察研究	病害虫防除所(262㎡)
	作物育種研究	作物部研究棟1(840㎡)、作物部研究棟2(771㎡)、収納乾燥調整棟(877㎡)、パイオトン棟(768㎡)、燻蒸貯蔵庫(280㎡)、農業機械格納庫(249㎡)、品種育成作業棟(171㎡)、堆肥舎棟(150㎡)、奨励品種決定調査作業室(121㎡)、資材器具収納棟(104㎡)、網室(50㎡)、ファイロンハウス(50㎡)
	作物研究	西収納舎(561㎡)、堆肥舎(198㎡)、網室(151㎡)
	中山間地園芸研究センター	本館(589㎡)、作業棟(605㎡)、温室(1,311㎡)、堆肥舎・油庫(165㎡)、用土庫(19㎡)
	東部地域研究センター	本館(310㎡)、ガラスハウス(530㎡)、ファイロンハウス×2棟(378㎡×2棟)、野菜栽培試験用ハウス(306㎡)、硬質フィルムハウス(264㎡)、作業棟(222㎡)、ファイロンハウス(117㎡)、格納庫(104㎡)、堆肥舎(104㎡)
	高冷地野菜研究センター	本館(447㎡)、作業棟(219㎡)、車庫及び農具舎(277㎡)、堆肥舎(155㎡)、温室(314㎡)、職員公舎(199㎡)
	こんにゃく特産研究センター	本館(560㎡)、収納・作業、貯蔵、加工棟(500㎡)、格納庫(237㎡)、隔離温室棟(168㎡)、ガラス棟(120㎡)

1 研修館は公共用施設であるが、本館に含めて整理した。

2 主な施設を記載しているので、(1)土地、建物の概要の建物面積合計とは、一致しない。

## 6 組織

### (1) 組織図 (平成17年3月31日現在、括弧内は職員数)



(注) 技は技術職、事は事務職の略であり、GLはグループリーダーの略である。

### (2) 担当業務内容 (平成17年3月31日現在)

#### 総務グループ

- 1 庶務に関すること。
- 2 センターの企画運営に関すること。

#### 企画情報グループ

- 1 試験研究の調整及び進行管理に関すること。
- 2 研究成果の評価及び普及に関すること。
- 3 農業技術情報の収集及び広報に関すること。
- 4 地域共同研究の推進及び地域研究員に関すること。
- 5 農業者等の技術相談に関すること。

#### 経営流通グループ

- 1 農業経営の合理化についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 地域農業計画、生産組織及び農産物の流通対策についての試験研究及び調査に関すること。

#### 機械施設グループ

- 1 農業機械、施設及び資材の改良、開発及び利用についての試験研究及び調査に関すること。

- 2 作付け体系及び農作業体系についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 農業機械及び施設の性能検定に関すること。

#### **農産加工グループ**

- 1 農産物の加工利用技術についての試験研究及び調査に関すること。

#### **土壌環境グループ**

- 1 地力保全についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 土壌生産力についての試験研究及び調査に関すること。
- 3 農作物栄養生理についての試験研究及び調査に関すること。
- 4 新肥料についての試験研究及び調査に関すること。
- 5 農業に係る公害についての試験研究及び調査に関すること。
- 6 農業に係る自然環境についての試験研究及び調査に関すること。
- 7 農薬残留対策についての試験研究及び調査に関すること。

#### **病害虫グループ**

- 1 病害虫防除に関すること。

#### **発生予察グループ**

- 1 病害虫の発生予察に関すること。

#### **生物工学グループ**

- 1 生物のバイオテクノロジーについての試験研究及び調査に関すること。
- 2 生物の遺伝資源の収集、保存及び利用についての試験研究及び調査に関すること。

#### **作物育種グループ**

- 1 普通作物の品種育成についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 普通作物の奨励品種に関すること。
- 3 稲、麦及び大豆の原原種及び原種生産に関すること。

#### **園芸育種グループ**

- 1 園芸作物の品種育成についての試験研究及び調査に関すること。

#### **作物グループ**

- 1 稲及び麦の栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 畑作物の栽培についての試験研究及び調査に関すること。

#### **野菜グループ**

- 1 野菜の栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 園芸用施設及び資材の開発利用についての試験研究及び調査に関すること。

#### **果樹グループ**

- 1 果樹の品種育成（寒冷果樹を除く。）及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。

#### **花きグループ**

- 1 花きの品種育成及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 花きの育種増殖技術の開発及び優良種苗増殖に関すること。
- 3 栄養繁殖性花きの遺伝資源の収集及び保存に関すること。

#### **中山間地園芸研究センター**

- 1 寒冷果樹の品種育成及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 地域特産野菜及び花きについての試験研究及び調査に関すること。

**東部地域研究センター**

- 1 東部地域に適する水稲、麦類及び野菜についての試験研究及び調査に関すること。

**高冷地野菜研究センター**

- 1 高冷地野菜についての試験研究及び調査に関すること。

**こんにゃく特産研究センター**

- 1 こんにゃくの品種育成及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 2 特産作物についての試験研究及び調査に関すること。

**(3) 最近5カ年の職員数の推移 (各年度3月31日現在) (単位:人)**

職 種	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
研 究 職	98	97	93	96	90
行 政 職	15	19	19	9	9
技 労 職	20	15	19	19	18
嘱 託	41	42	42	37	7
臨 時 職 員	37	34	35	29	55
合 計	211	207	208	190	179

- (注) 1 平成14年度から平成15年度にかけての行政職10人減少は病害虫防除所(行政機関)の統廃合による。
- 2 平成15年度から平成16年度にかけて嘱託が35人減少、臨時職員が20人増加している。
- 3 研究職のうち博士号資格保持者数は平成16年度末現在6名である。

**7 平成16年度の主な事業内容**

**(1) 農業技術センターの試験研究の企画・調整(企画情報グループ) 【1,000千円】**

農作物の技術開発の戦略的評価を踏まえた現場適応性の高い総合研究推進の確立  
 他の研究機関等との相互連携を図り、共同研究等を推進し技術開発を加速  
 先進農家等の技術開発力を活用した共同研究等を行い、現地ニーズに対応した技術  
 開発の支援

**(2) 農業経営研究(経営流通グループ) 【1,901千円】**

レタスのコンテナ流通における生産履歴情報システムの開発  
 青果物の地域内流通の核となる農産物直売所に関する研究  
 県産米の販売実態と消費者評価の解明

**(3) 農業機械化技術研究(機械施設グループ) 【3,174千円】**

地域適応性が見込まれる農業機械・資材の利用技術研究  
 キュウリ等の特産作物を対象とした機械施設の開発

**(4) 農産加工利用技術研究(農産加工グループ) 【1,179千円】**

本県育成果樹新品種(赤肉梅、ブルーベリー)と主要農作物(梅、こんにゃく、小麦)の機能性成分・品質調査及び加工品開発

**(5) 農作物環境保全対策研究(土壌環境グループ) 【12,594 千円】**

土壌機能増進対策調査

県内農耕地の土壌と肥培管理状況および有機物連用効果の解明

施肥に由来する環境負荷を軽減するための適正な肥培管理と土壌管理法の検討

**(6) 農作物病害虫防除技術研究(病害虫グループ) 【9,801 千円】**

コンニャク根腐病および葉枯病に対する総合防除技術の開発

野菜類の土壌病害に対する防除対策の検討

露地ギクのミカンキイロアザミウマに対する総合防除の検討

**(7) 生物工学等革新技术推進研究(生物工学グループ) 【5,218 千円】**

バイオテクノロジー手法(胚珠培養法等)活用によるアジサイ、ユキヤナギ、ヤマトイモ等の種間雑種育成

**(8) 普通作物育種研究(作物育種グループ) 【22,611 千円】**

二毛作に適応性が高い水稻・小麦品種の育成。特に二毛作用の麺用小麦については、平成11年度から農林水産省小麦育種指定試験地として実施

主要農産物(水稻、麦類、大豆)の品種選定、原原種及び原種生産及び供給

**(9) 園芸作物育種研究(園芸育種グループ) 【3,890 千円】**

県内産地に適する高品質で耐病性のある野菜オリジナル品種(ヤマトイモ、キャベツ、イチゴ、トマト、スイカ)の育成

**(10) 普通作物等栽培技術研究(作物グループ) 【3,672 千円】**

畑小麦等の土地利用型地域特産作物の栽培技術の確立

水稻、麦類及び大豆等の水田における高品質・省力・安定多収栽培技術の確立

本県に適應すると考えられる水稻、麦類及び畑作物の新除草剤等の実用化

**(11) 野菜栽培研究(野菜グループ) 【16,607 千円】**

露地野菜の栽培改善と作型開発

新資材利用・栽培システム開発による施設果菜類の高品質安定生産技術の開発

ミツバチ利用によるナス着果技術の研究

**(12) 果樹栽培技術研究(果樹グループ) 【2,723 千円】**

ウメ、ナシ、モモ、スモモの特色ある品種育成

果樹類の高品質安定生産技術の開発

**(13) 花き栽培技術研究及び種苗開発研究(花きグループ) 【6,174 千円】**

スプレーギク、アジサイの品種育成

トルコギキョウ秋冬出荷栽培の育苗改善、被覆複合肥料施用による鉢物花き施肥技術の平準化など花き類の栽培技術改善

- (14) **中山間地園芸作物栽培研究(中山間地園芸研究センター)** 【3,465 千円】  
 リンゴ、ブルーベリー、ウド、フキ、ハナトリカブト等、利根沼田地域の特産作物の新品種育成及び栽培技術の改善  
 ウド、アスパラの栽培残さをほ場へ還元する技術の開発
- (15) **東毛地域水田作・園芸技術研究(東部地域研究センター)** 【2,105 千円】  
 東毛地域に適した水稻の品種選定と栽培技術の確立  
 東毛地域ハウスキュウリ等野菜栽培試験
- (16) **高冷地野菜栽培技術研究(高冷地野菜研究センター)** 【4,321 千円】  
 キャベツ病害虫の防除対策の確立  
 キャベツの難防除病害に対する抵抗性品種の育成と選定  
 マイクロ波による効率的なキャベツ土壌消毒システムの確立
- (17) **こんにゃく育種栽培技術研究品種育成試験(こんにゃく特産研究センター)** 【6,651 千円】  
 耐病性、良質、多収性の優良品種を育成  
 低コストで収益性が高い栽培技術の開発
- (18) **病害虫防除所運営・病害虫防除対策(発生予察グループ)**【蚕糸園芸課予算 5,602 千円】  
 植物防疫法による農作物有害動植物発生予察事業調査基準により、県内の病害虫の発生状況を調査し、毎月、月報・予報或いは警報・注意報・特殊報などの情報を提供

## 8 試験研究について

### (1) 平成16年度の主な試験研究課題 (全89課題) (単位: 千円)

	試験研究課題	期間	担当部署	予算
1	硝酸性窒素環境負荷低減のための栽培技術改善試験	14～16	東部地域研究C、 土壌環境G、野菜G	5,788の一部
2	園芸作物の栽培残さ処理による循環型農業技術の開発	15～17	中山間地園芸研究C、 こんにゃく特産研究C	1,438
3	食の安全・安心のための生産・流通技術の開発	16～18	土壌環境G、野菜G、 病害虫G、経営流通G	1,990の一部 1,000
4	本県産米の販路拡大のための高付加価値化技術の開発	16～17	作物G、作物育種G、 経営流通G	496
5	露地圃場におけるマイクロ波土壌消毒法の効果試験	16～18	高冷地野菜研究C、 病害虫G、機械施設G	2,400
6	施設キュウリ生産における選別調製作業の自動化・ロボット化	15～17	機械施設G	1,000
7	新規の機能性を有し食味の良いこんにゃく食品の開発	16～18	農産加工G	300
8	主要作物のカドミウム吸収・蓄積を抑制するための総合管理技術の開発	15～19	土壌環境G	3,190
9	コンニャク根腐病・葉枯病の総合防除技術の開発	13～17	病害虫G	2,076の一部

	試験研究課題	期間	担当部署	予算
10	胚珠培養を利用した園芸新品種の開発	16～19	生物工学G	2,000
11	ブルーベリー種間雑種の育成	15～17	生物工学G	3,597の一部
12	小麦育成指定試験	11～	作物育種G	13,538
13	特産野菜の品種育成	14～18	園芸育種G	3,694の一部
14	関東地方の畑地におけるパン用小麦の高品質化技術の開発	16～18	作物G	2,500
15	ミツバチを利用した半促成ナスの着果促進技術体系の確立	16～18	野菜G、機械施設G	5,787
16	根域制限栽培による果樹類の高品質安定生産技術の確立	15～19	果樹G	3,037の一部
17	被覆複合肥料施用による鉢物花向き施肥技術の平準化	16～17	花きG	6,238の一部
18	リンゴ「新世界」のつる割れ果発生防止対策の確立	14～18	中山間地園芸研究C	3,021の一部
19	東毛地域ハウスキュウリ等野菜の品種特性と安定生産技術の確立栽培	各年次	東部地域研究C	1,235
20	コンニャク品種育成試験	各年次	こんにゃく特産研究C	2,929

## (2) 最近の主な研究成果（平成16年度）

実用化できた研究成果数（技術移転数）	37件
普及に移しうる技術（農家に移しうる技術）	18件
（普及指導員資料）	19件

## 広 報

・ 農業技術センター業務年報	460部	発行
・ 農業技術センター研究報告	480部	発行
・ 農業関係試験場合同広報誌「ぐんま農業研究ニュース」	4600部	発行（年4回）
・ 視察対応	78団体	1,378名

## 研究等の発表事項

研究等の発表事項	150件
・ 研究成果発表	24件
・ 学術雑誌掲載	4件
・ 学会発表等	14件
・ 農業技術センター研究報告	9件
・ 実用書等技術解説	52件
・ マスコミ発表（新聞掲載数）	47件

## 品種・特許の状況・数（平成16年度）

・ 平成16年度出願品種数	5件
・ 平成16年度未保有状況	
品種	39件
特許	8件

## 9 収入・支出の状況

## (1) 最近5年間の決算の状況

最近5年間の決算(注)1の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

節 区 分		平 12 年度	平 13 年度	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度	備 考
収 入	農林水産業使用料	599	628	627	632	598	
	国 庫 補 助 金	18,461	30,888	21,749	24,924	13,491	
	農林水産業費委託金	50,383	31,453	32,830	37,064	32,031	
	生産物売払収入	15,866	17,872	22,151	26,941	19,547	
	受 託 事 業 収 入	10,822	9,630	9,128	12,317	12,209	
	雑 入	397	1,032	1,015	728	754	
	合 計	96,530	91,505	87,501	102,608	78,632	
支 出	報 酬	64,351	66,274	60,547	53,206	10,057	嘱託報酬
	給 料	576,963	576,681	575,249	544,096	509,820	職員給料
	職 員 手 当 等	333,451	331,131	317,817	291,117	282,082	期末勤勉手当他
	共 済 費	191,366	191,225	185,608	168,964	156,260	共済費負担金
	賃 金	31,073	31,363	31,667	25,493	58,131	臨時職員賃金
	報 償 費	10,155	10,487	9,197	8,135	1,699	嘱託賞与等
	旅 費	18,889	15,852	14,445	10,191	9,051	会議・研修会・学会等
	交 際 費	13	28	17	23	18	
	需 用 費	180,594	172,532	171,353	164,617	151,792	(注)2
	役 務 費	14,144	13,225	11,197	9,735	6,875	
	委 託 料	34,008	30,341	32,434	28,228	22,738	メンテナンス料他
	使用料・賃借料	2,296	1,909	1,235	1,207	719	
	工 事 請 負 費	31,855	60,248	27,118	21,647	24,093	施設関連工事
	原 材 料 費	12,209	10,609	11,575	6,543	1,716	試験用資材等
	備 品 購 入 費	53,758	31,837	32,605	42,878	10,221	試験研究用備品等
	負担金・補助交付金	1,508	1,840	1,859	984	1,080	
	公 課 費	308	363	246	337	299	
合 計	1,556,950	1,545,953	1,484,176	1,377,406	1,246,661		
収支差額		1,460,420	1,454,447	1,396,674	1,274,797	1,168,028	

(注)1 本表は農業技術センターの決算に、関係課における農業技術センターに係る執行分を加えてい  
る。

2 需用費は研究用の肥料、農薬、資材等の消耗品代及び光熱水費である。



## (2) 支出額の内訳

最近3年間の支出額の明細は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

節区分		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	報酬	60,547		53,206		10,057	
	給料	575,249		544,096		509,820	
	職員手当等	317,817		291,117		282,082	
	共済費	185,608		168,964		156,260	
	賃金	31,667		25,493		58,131	
	小計	1,170,889	78.8	1,082,877	78.6	1,016,352	81.5
センター運営費	報償費	8,010		6,739		1,190	
	旅費	1,666		1,402		1,072	
	交際費	17		23		18	
	需用費	82,100		74,406		78,307	
	役務費	6,894		7,106		4,743	
	委託料	27,132		24,675		17,903	
	使用料賃料	821		579		169	
	備品購入費	1,900		2,376		4,141	
	負担金	1,859		984		934	
	公課費	246		337		299	
	小計	130,648	8.8	118,629	8.6	108,779	8.7
試験研究費	報償費	1,187		1,396		509	
	旅費	12,779		8,788		7,979	
	需用費	89,252		90,210		73,485	
	役務費	4,303		2,628		2,131	
	委託料	5,301		3,553		4,835	
	使用料賃料	414		628		550	
	工事請負費	27,118		21,647		24,093	
	原材料費	11,575		6,543		1,716	
	備品購入費	30,705		40,502		6,079	
	負担金					146	
小計	182,638	12.3	175,899	12.7	121,528	9.7	
合計		1,484,176	100.0	1,377,406	100.0	1,246,661	100.0
備品購入費除く研究費		151,933	10.2	135,397	9.8	115,448	9.2
研究者数		93人		96人		90人	
研究者1人当たり研究費		1,633		1,410		1,282	

10 全国の農業(耕種)系都道府県立試験研究機関の状況

耕種分野農業粗生産額が多い順

順位	県名	耕種分野農業粗生産額 (億円)	試験研究機関(耕種関係)			特許 保有数	出願中 特許数	競争的資金活用額 (千円)	育成 品種数
			機関数	職員数	研究員 数				
1	北海道	5,757	9	489	289	39		52,547	78
2	千葉	3,435	1	296	120	8	12	59,798	28
3	茨城	3,201	1	185	95	7	10	13,188	20
4	新潟	2,846	1	201	128	22	26	8,114	43
5	愛知	2,536	1	237	151	8	16	50,302	30
6	熊本	2,378	2	184	80				
7	福島	2,130	3	186	111				16
8	長野	2,083	6	159	116	18	3	23,694	83
9	山形	2,024	4	167	95	1	12	80	
10	静岡	1,997	3	158	107	14	46	39,350	25
11	栃木	1,959	1	128	79	15	8	19,986	14
12	秋田	1,945	3	180	96	7	59	56,358	
13	福岡	1,930	1	199	111				
14	鹿児島	1,794	3	238	131				
15	青森	1,777	2	273	173	4	12	6,300	
16	埼玉	1,707	1	166	95	10	10	75,753	20
17	埼玉	1,707	1	166	95	10	10	75,753	20
18	群馬	1,375	1	117	90	10	11	40,537	36
19	岩手	1,282	2	144	91	4	59	75,940	
20	宮城	1,251	2	148	95	6	10	13,100	
21	佐賀	1,166	4	153	84				
22	兵庫	1,159	1	245	99				9
23	愛媛	1,058	2	100	77				
24	大分	1,015	4	152	95				
25	和歌山	979	1	107	68	4	3	21,815	
26	長崎	949	2	119	74				
27	高知	939	1	115	73				
28	沖縄	931	1	158	95				
29	三重	924	1	93	47	6	20	23,057	8
30	岡山	912	2	103	77				
31	徳島	910	1	92	63				
32	岐阜	843	4	132	85	3	33	32,190	12
33	富山	749	2	105	83				41
34	山梨	739	2	73	51	2	5	5,600	
35	広島	734	1	118	61				
36	香川	608	1	92	71				
37	京都	601	4	103	69	7	13	3,420	
38	滋賀	585	1	96	55	5	6	15,006	
39	石川	581	1	96	53	1	8	39,513	
40	山口	566	1	99	73				

順位	県名	耕種分野農業粗生産額 (億円)	試験研究機関(耕種関係)			特許 保有数	出願中 特許数	競争的資金活用額 (千円)	育成 品種数
			機関数	職員数	研究員 数				
41	福井	556	3	105	73	2	5	10,623	
42	神奈川	554	1	107	61	11	4	19,593	
43	鳥取	495	2	98	57				
44	島根	464	3	139	86				
45	奈良	454	1	90	53	10	12	48,000	3
46	大阪	329	1	105	56	10	16	66,451	
47	東京	255	2	83	52	1	6	35,391	
	平均	1,380		149	89	7.12	14.54	28,225	
	順位	18位		27位	20位	8位	14位	9位	

(注) 1 上記資料は「第79次農林水産省統計表」(平成17年3月)(データは平成15年度の数値)、及び「農産物知的財産権保護ネットワーク(22道県参加)」から作成したものである。

特許保有数、出願中特許数、競争的資金活用額は農業関係(耕種以外を含む)の値を示す。

群馬県の特許保有数10件には群馬県畜産試験場の保有数2件を含む。

2 数値の判明しないものは空欄にしてある。

3 4-10頁の「最近5カ年の職員数の推移」表とは一致していないが、資料のまま掲載。

## 11 群馬県の農業政策(耕種分野)及び農業技術センターの位置付けと特徴

以下は、農業技術センターからの聞き取りによるものである。

### (1) 群馬県の農業(耕種分野)について

- ・ 群馬県は豊富な水資源を有し、また耕地が標高10~1,400mの間に分布している。加えて、大消費地に近いなどの有利な立地条件を活かして多彩で多様な農業が展開されている。特に生産が盛んな野菜については、首都圏を中心に重要な供給基地となっている。
- ・ 耕種分野の農業産出額は平成5年の1,794億円をピークに減少しているが、平成15年は1,375億円で県農業産出額2,210億円の62.2%を占めている(農林水産統計年報)。
- ・ 上位の品目(平成16年農業局試算)は、米(205億円)、きゅうり(155億円)、キャベツ(117億円)、こんにゃくいも(88億円)、ほうれんそう(76億円)、トマト(69億円)等である。

### (2) 群馬県の農業施策について

群馬県の農業施策は、「食と農の群馬新世紀プラン」(平成13~17年度の5カ年計画)を基本にこれに沿って推進している。

大きな対策の柱は、「食の安全・安心対策」、「水田農業対策」、「担い手育成・確保対策」、「国際化を見据えた産地・流通対策」、「環境と調和した農業対策」である。

農業を取りまく状況は、WTO(世界貿易機関)やFTA(自由貿易協定)など、農業の国際化が進展し、また、食の安全・安心の高まりなど、食と農を巡る環境は大きく変化している。

こうした中で、近年の農業農村は、担い手の減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大、輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷など多くの課題を抱えており、農村

地域全体の活力低下が懸念されている。

こうした課題を解決し、元気で活力ある群馬の農業・農村づくりを推進するために、地域の特色を活かした革新的・独創的な技術開発が不可欠である。

### (3) 農業技術センターのミッションと特徴

農業技術センターは、畜産、養蚕、水産を除く、米麦等の穀物、野菜、果樹、花き、コンニャク、その他工芸作物などを対象にした試験研究を実施している。試験研究の内容は、これらの作物の栽培技術、付加価値化、機械化、土壌環境、病害虫、農業経営などの分野に取り組んでいる。

群馬県の農業は、標高差や冬場の長い日照を活かして、多品目の農産物が栽培され、販売形態も多様である。こうした背景から、農業技術センターに対する研究ニーズも極めて多様になっている。

### (4) 農業施策における農業技術センターの位置付け

農業技術センターは、「食と農の群馬新世紀プラン」の推進に必要な技術開発を担当している。「食の安全・安心対策」に関しては、減農薬栽培技術の開発等を進めている。「水田農業対策」に関しては、二毛作体系に適する米麦の品種育成などを実施している。「担い手育成・確保対策」については、ブランド品種の育成等による農業所得の増大や高齢者でも参画できる農業（地産地消の展開方向）等に取り組んでいる。

「国際化を見据えた産地・流通対策」に関しては、コンニャクのDNAマーカーの解明などに取り組んでいる。「環境と調和した農業対策」に関しては、病害虫に対する総合防除技術の開発や堆肥利用を含めた適正施肥などの土壌環境研究に取り組んでいる。

### (5) その他

#### 公的試験研究機関の必要性

一般に農業は、経営規模が小さく、個々の経営者が研究開発や調査に取り組むことは、時間や資金の両面から現実的には困難である。

地域農業を振興するために必要で、個別対応が困難な研究開発や調査は、公的な試験研究機関が担わざるを得ない状況にある。

#### 民間等との連携推進

平成15年度から「地域共同開発室」を創設し、所内の試験研究の進行管理の他、独立行政法人、大学、民間企業との共同研究等の連携促進、農業研究サポーターや地域研究員等を通じた地域情報の直接的把握、技術情報の発信、技術相談などに取り組んでいる。

#### 事業等

主要農産物種子法に基づく米麦大豆の原種生産・配布やイチゴのウイルスフリー苗等の園芸品種の増殖・配布等の業務も行っている。

## 12 国・都道府県・大学・民間等との役割分担

農業系の試験研究機関には国・都道府県・大学・民間が設置したものがあがる、以下の特徴がある。

### (1) 国及び独立行政法人研究機関(21機関)

国の政策目標の実現に不可欠な研究であり、かつ、長期的な計画の下に大規模な研究資源を投入するような、民間企業ではリスクが高くて実施できない基礎的・先導的研究、基盤的研究及び政策ニーズに対応した総合的・体系的な研究を実施するとともに、その成果の普及・事業化を推進する。

### (2) 都道府県の試験研究機関

地方自治体の生産現場等が抱えている様々な問題の解決を図るため、地域の立地条件に対応した独自技術を開発するとともに、他の研究機関の研究成果を含む新技術の普及組織との連携による移転・実用化と、地域における各研究機関相互の連携強化に向け、主導的役割を發揮する。

### (3) 大学(農学関係55校)

将来の優れた研究人材の育成と学術研究に加えて、基礎科学に立脚した幅広い知的資源を活用し、各大学の個性と地域性を活かしながら他の研究機関との連携を一層強め、未来を切り拓く先端的な研究、産業に応用可能な独創的・革新的な研究に取り組むことによって、農林水産業・食品産業等の振興に積極的に貢献する。

### (4) 食品産業及び生産資材関連産業等の民間企業

独立行政法人研究機関及び大学等との連携により、基礎的・先導的研究の成果を応用しつつ、消費者ニーズ及び生産者ニーズを踏まえた商品開発力によって実用化・商品化を推進する。また、IT等の異分野の民間企業は、その有する研究開発能力を活用しつつ、農業研究に応用可能な画期的な技術を開発し、農業研究との連携により新たな研究領域を開拓する。

## 実地監査年月日

【予備調査】平成 17 年 7 月 1 日

【本監査】平成 17 年 9 月 26 日、27 日、29 日

## 監査結果

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

### (監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか

#### 平均落札率等の概要

農業技術センターの指名競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指名競争入札	件 数	10 件	6 件	11 件
	平均落札率	87.8%	94.5%	88.7%

農業技術センターの 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という。）は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随 意 契 約	件 数	32 件	41 件	35 件
	平均契約率	97.8%	97.2%	91.8%

うち見積合せ省略契約（1 者随意契約）

一 者 見 積	件 数	6 件	16 件	3 件
	平均契約率	98.3%	98.7%	98.9%

## 監査結果 指摘事項

### 1 単価契約における予定価格の設定について

複写サービス単価契約について、予定価格は複写機設置場所別に単価として設定すべきところ、総額のみが設定されていた。

（現状及び問題点）

平成 15 年度の複写サービス単価契約（本所本館等）の積算票では、複写機設置場所別に積算単価・予定枚数が設定されたうえで総額算出している。契約担当者は個々の設置場所別に予定単価を設定すべきところ、対象期間の総額のみを予定価格としていた。

入札価格は総額でとらえられて、落札者が決定されている。この事例では落札者の設置場所別入札単価のすべてが積算票の場所別単価以下であったため、落札と看做すことができるが、一場所でも場所別単価が積算単価を超えていたら落札とは看做せないことになる。

（改善策）

単価契約では予定価格は単価として設定しなければならないこと、複数の単価契約を一

括契約する場合は個々の入札単価のすべてが予定単価以下であり、かつ総額で最低価格の業者が落札となることに十分留意すべきである。

## 2 落札者が契約を締結しないため随意契約する場合の制限について

指名競争入札の落札者が契約を辞退したため、随意契約に変更されたが、落札金額の制限内に相当していない。

(現状及び問題点)

平成 15 年度の灯油単価契約は当初の指名競争入札の結果、落札した業者が契約を辞退したため、随意契約に変更された。

この場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 項では、第 1 項第 9 号により随意契約とした場合は「落札金額の制限内でこれを行う」とされている。落札単価は 35.70 円に対し契約単価は 36.75 円であり、落札金額の制限内に相当していない。

また、当該入札には 3 者が応札したが、その後の随意契約では次点の入札者の 1 者のみから見積書を徴している。この他同様な事例が散見された。

(例)平成 15 年度・高度バイオテクノロジー研究棟関連施設機械設備保守点検委託契約  
・水分活性測定装置一式購入契約

なお、平成 16 年度の防犯設備設置工事の入札の際も入札不調につき随意契約に変更されたが、この場合は 4 者の見積合せを実施している。

(改善策)

この事例の場合は随意契約の予定価格(予定単価)を 35.70 円としたうえで、次点の入札者のみでなく、他の入札者からも見積書を徴すべきであった。落札者が契約を辞退するケースは極めて稀であり、慎重に検討したうえで対応する必要がある。

## 3 研究経費の使用について

随意契約における見積り合せ省略に関し県財務規則第 190 条第 1 項各号は例外的にこれを認めており、その 1 号に「予定価格が 10 万円未満の契約をするとき。」と規定されているが、運用にあたっては十分に検討することが求められる。

(現状と問題点)

農業技術センターの病虫害グループにおいては、平成 16 年 2 月に A 株式会社に対して計 10 件、合計金額 605,535 円を、また同月 B 有限会社に対して 5 件、合計金額 387,764 円の消耗品等を発注している。全ての発注は 1 件あたり 10 万円未満にしており、見積り合せを省略しているが、これは県財務規則の例外規定を乱用しているおそれがある。

(改善策)

県財務規則を遵守し、随意契約においても可能な限り競争の確保に努めるべきである。

#### 4 決裁書類、契約書及び見積書等の日付の洩れについて

契約事務で作成・入手される決裁書類、契約書、見積書及び請求書等の諸書類に日付の記載がないものが検出されたが、日付明記が必須であることを徹底されたい。

(現状及び問題点)

##### (1) 内部決裁書類、契約書の決裁日付・契約日付の洩れについて

契約事務手続はあらかじめ定められた手順に従い整然と進行する必要がある。その確認のためには決裁日等が必須であるにもかかわらず、平成 14 年度の入札執行伺書には決裁年月日のないものが多数あり、契約締結伺書にも決裁日のないものがあった。

また、平成 15 年度の契約書には契約日の記入のないものもあり、契約額の提示された見積書に作成日付がないうえ收受日付印もないものがあった。

契約日の記入のない契約書に至っては契約の有効性にも疑問を残すことになる。

##### (2) 研究経費についての見積書、請求書への日付の洩れについて

保管している見積書、請求書には全く日付が入っていない。

(改善策)

契約事務で作成・入手される諸書類には日付明記が必須であることを再確認し徹底すべきである。

### 意見

#### 5 執行伺書への契約条項案の添付等について(共通)

執行伺書に契約条項案が添付されていない。また業務委託契約書に再委託の禁止条項がないものがあった。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 13 頁)

#### 6 一般競争入札に付さない理由の明示について

指名競争入札の場合に一般競争入札に付さない理由が執行伺書上明示されていない。

(現状及び問題点)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)(以下「令」という。)第 167 条には指名競争入札によることができる場合が第 1 号として性質又は目的が一般競争入札に適しない場合、第 2 号として競争に加わるべき者の数が少数の場合、第 3 号として一般競争入札が不利と認められる場合が限定列挙されている。

農業技術センターでは近年一般競争入札が適用されたことがなく、一般競争入札が原則であることへの認識が乏しい。そのため伺書上も令第 167 条に関する記載はない。

(改善策)

指名競争入札に付する場合は令のどれかに該当することを要する。該当号を明記し、説明を付するよう徹底すべきである。



## 7 売買契約書における目的物品の記載について(共通)

物品購入契約の契約書上、目的物品について「仕様書のとおり」と記載されたケースで、仕様書ではメーカー、型式など機種特定されていない事例があった。

(現状及び問題点)

平成 15 年度の蛍光顕微鏡システム購入契約では指名競争入札の通知書に添付された仕様書に該当する機種が複数あるが、落札業者が決定した段階では納品予定の機種が特定されるにもかかわらず、契約書上その明記がされず、「仕様書のとおり」とされていた。

検査調書の記載も同様であったが、物品管理上も目的物の特定が必要と思われる。

(改善策)

売買契約書上、目的物の特定は当然のことであり、あらためて仕様書を満たす目的物の目録を添付させて「別紙目録のとおり」として明示すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 14 頁)

## 8 落札者決定におけるくじ引きの経過資料について

指名競争入札で同一価格の入札者があった場合のくじの保存がなかった。

(現状及び問題点)

平成 14 年度のレオメーター一式購入契約では、指名競争入札の結果、2 者が同一価格で最低価格となったためくじ引きが行われたが、そのくじが残されていなかった。

(改善策)

くじの保存が必要なことを徹底するとともに、具体的に資料として残りやすい方法を検討すべきである。

## 9 高額物品の一者随意契約について

購入価額 1 千万円前後の高額の機器等の購入にあたり、相手先 1 者特定しての随意契約の方法が適用されていたが、物品購入に際しての合議体制の見直しが望まれる。

(現状及び問題点)

平成 14 年度の I C P 発光分析装置、15 年度の高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフは購入価額 1 千万円前後の高額備品だが、競争入札に付されないうえ 1 者特定の随意契約の方法によっていた。予定された業者より事前に見積徴収し予定価格を設定したが、契約額は予定価格の 99.8%、98.5%、98.4%である。

平成 15 年度からは物品購入に際しての合議体制が導入され、購入部署関係者のほか本所の所長・部長・室長・次長並びにセンター長による合議を経て、機種・購入業者が選定されることとされている。しかし、そこで示される基準には契約の方法に関する記載がなく、対象物品の定義、合議を行う職の範囲および開催時期が定められているにとどまる。

(改善策)

地方自治法における契約締結の方法は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札及び随意契約は限定された場合の例外であることを再認識する必要がある。

特に専門性の高い機器類については、研究者の立場からは予算の範囲内で最高水準のものを求める姿勢は否定できないが、一方で競争の効果を最大限に求める地方自治法の原則にも配慮しなければならない。

合議体制を見直し、契約締結の方法についての具体的な基準の整備、会議の実施記録の作成・保存及び購入後一定期間を定め、使用状況を確認・検証する等の取り組みが求められる。

**(監査の視点)施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか****施設設備及び備品の概要**

(平成17年3月31日現在)(単位:千円)

箇所	土地	建物	重要物品		
	取得価額	取得価額	管理担当	数量	取得価額
本所	3,309,630	2,411,604	総務 G	6	7,194
			野菜 G	17	26,615
			果樹 G	7	14,433
			病虫害 G	14	31,054
			花き G	12	21,117
			園芸育種 G	6	10,064
			生物工学 G	42	170,553
			合計	104	281,032
前橋研究拠点	5,764,817	880,363	発生予察 G	20	23,551
			作物育種 G	64	246,479
			病虫害 G	16	71,466
			機械施設 G	30	69,436
			土壌環境 G	22	116,150
			農産加工 G	23	62,689
			作物 G	12	31,154
			合計	187	620,929
中山間地園芸研究 C	1,003,573	323,228		9	27,241
東部地域研究 C	535,713	170,385		11	19,727
高冷地野菜研究 C	20,014	207,622		10	25,369
こんにゃく特産研究 C	626,295	302,057		19	41,574
合計	11,260,046	4,295,262		340	1,015,876

土地、建物、工作物、重要物品総合計金額 = 16,571,184千円

- (注) 1 重要物品は1点100万円以上の備品である。  
 2 重要物品はそれぞれのグループが主として業務を実施する建物に基づき区分している。  
 3 上記のうち、耐用年数経過済のものは以下のとおりである。

区分	数量	取得価額
建物	45件	158,350千円
重要物品	251件	695,128千円
合計	296件	853,478千円

## 監査結果 指摘事項

### 10 備品の現品確認について(共通)

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い実施すべきである。

(現状及び問題点)

#### (1) 本所について

平成 16 年度は、各担当に現品確認の資料が配布されたのが平成 16 年 9 月 7 日で、報告をしたのが病害虫グループの場合には、平成 17 年 3 月 11 日だった。

また、確認作業の実態としては、代替購入等の予算が付いた段階で、廃棄できる物品を拾い出す手続きしか実施されていない例があった。予算が付くかつかないかにかかわらず、現品の使用状況を確認しなければならない。

#### (2) 中山間地園芸研究センターについて

備品管理台帳には下記の機械が登載されていたが、監査人が同台帳に基づき現品確認を実施したところ、現品が見当たらなかった。

備品番号	備品名称	規 格	取得年月日	取得価額
H11-182160	スピードスプレーヤー	丸山 SSA-F1001	平成 2 年 7 月 5 日	4,480 千円

これは、下記機械の購入時にその下取りとして廃棄処理されているとのことであった。

備品番号	備品名称	規 格	取得年月日	取得価額
H14-2925	小型乗用トラクター	クボタトラクターGB160MA	平成 14 年 9 月 17 日	1,701 千円

平成 14 年に購入した車輛の下取りに出したものが平成 17 年の備品管理台帳に登載されているということは、平成 14 年以降現品確認を実施していないということである。

(改善策)

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い毎年 8 月中に実施すべきである。備品の現品確認は現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。

また、試験研究機関における機器や備品は特殊性が高いため、研究機関の間で貸し借りすることも多く想定されるので、貸借関係にある備品等を把握し、必要な手続を整備しておくことも重要である。備品の現品確認を実施するに当たっては、その時期、方法、手続、実施期間の備品の取扱い、報告方法等事前の説明を十分に行う必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 16 頁)

### 11 備品整理票等の貼付洩れについて

備品整理票が現品に貼付されていないと、備品管理台帳との突合をはじめとする現品の個別管理が不可能になる。現品への備品整理票の貼付は必ず履行される必要がある。

(現状及び問題点)

備品等に備品整理票等による表示が義務付けられている(県財務規則第 214 条)が、以下の物品については、貼付されていなかった。

(単位：千円)

管理単位	備品番号	名 称	取得年月	取得価額	備考
本所企画情報 G		リヤカー			
本所園芸育種 G	H11-209951	ヤンマートラクター	H10.5.20	1,890,000	
		カワベモールセニアトレンチャー			
前橋機械施設 G		ボール盤		寄贈品	(注) 1

(注) 1 備品管理台帳記載なし。

## (改善策)

規則に則り、取得時に処理をすること。また、毎年8月の現品確認において、剥がれそうな整理票については、補修措置等を実施する。

## 12 必要がなくなった物品について(共通)

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

## (現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年8月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

農業技術センターよりの聴き取りにより、以下の不稼働資産が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている。不稼働物品は本来であれば使用不能になった段階で不用決定すべきものである。

## (1) 本所及び前橋研究拠点その他について

(単位：千円)

管理単位	備品番号	名 称	取得年月	取得価額	備 考
本 所 野 菜 G	H11-180868	多チャンネルデジタル積算日射計	S55.3.29	1,087	使用予定なし。
本所病害虫 G	H11-181614	原子吸光光度計	S57.8.11	4,300	H17.9に廃棄。適時に廃棄すべき。
本 所 花 き G	H11-180918	土壌作物体総合分析装置	H2.3.26	2,457	H12～未使用。今後とも使用予定なし。
"	H11-182146	細霧冷房装置	S63.3.1	1,100	H13～未使用。
前橋病害虫 G	H11-160810	電子顕微鏡一式	S54.3.27	36,800	(注)
"	H11-166603	走査電子顕微鏡	S63.3.25	6,570	"
"	H11-166747	昆虫飼育装置	S55.10.16	1,200	保管箱として、目的外使用されている。

管理単位	備品番号	名 称	取得年月	取得価額	備 考
高冷地野菜研究センター	H11-181832	異常気象 I . P . Cシステム	H1 . 6 . 22	1,698	代替品が取得され、 機能せず放置。

(注) 平成 11 年度に廃棄申請。廃棄費用の予算承認がおりず、現在に至っている。

(2) こんにゃく特産研究センターについて

分光光度計について

病理実験室に物品台帳に登載されていない「分光光度計」(昭和 62 年取得、48 号 S I M A D Z U ・取扱説明書あり)が設置されている。これは、従来、農業総合試験場の地力保全課にて使用していたもので、その後、土壤環境グループが承継し、一度廃棄処理したが、現在はこんにゃくセンターで保管しているとのことである。現在、使用している形跡はなく、今後も使用する予定がなければ不用の決議をすべきである。

細胞融合装置について

備品番号 H11 - 166738 「細胞融合装置」については、農業技術センターでは遺伝子組換えの装置である遺伝子導入装置(備品番号 H11 - 159514)を既に保有しており、細胞融合装置は現在使用されていない。速やかに不用の決議をすべきである。

(改善策)

必要がなくなった物品については県財務規則第 231 条により速やかに不用の決議を行う必要がある。また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 16 頁)

### 13 寄贈品について

寄贈品の処理が適切に行われていない。寄贈された物品といえども、重要な財産であることに変わりはなく、有償取得財産同様の管理がされねばならない。

(現状及び問題点)

前橋研究拠点機械グループに寄贈されたものと思われるボール盤があり、現在も使用されているが、受贈時、県財務規則第 221 条及び第 213 条に則った手続きがとられなかったため、備品管理台帳に計上されておらず、管理対象から洩れてしまっている。

(改善策)

本物品に関しては、現在の評価額が 3 万円以上であれば、備品として備品管理台帳への計上、「備品整理票」の貼付を行い、備品として適正な管理を行うべきである。

また、寄付による取得が、今後発生した場合には、県財務規則第 221 条に則った手続きを理解のうえ、適正に実施すべきである。

## 意見

## 14 機器利用状況の把握について(共通)

機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否かが決定し、しかるべき手続を採る必要がある。

(現状及び問題点)

(1) 本所及び前橋研究拠点について

重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。

(単位：台数、千円)

	備品名称	取得年月	取得価額	使用日数 A	年間日数 B	利用率 A/B	内部利用日数	外部利用日数	使用簿	備考
1	電子顕微鏡一式	S54/3	36,800	0	243	0%	0	0		1
2	種子消毒装置	H5/3	31,932	19	243	8%	19		×	
3	ピューラテストミル	H12/2	31,051	16	243	7%	12	4	×	2
4	走査型電子顕微鏡システム	H9/3	27,119	6	243	2%	6	0		
5	近赤外米食味分析装置	H3/2	18,952	25	243	10%	19	6	×	3
6	アミロースオートアナライザー	H8/3	15,007	22	243	9%	22		×	4
7	DNAシーケンサー	H9/3	12,926	1	243	0%	0	1	×	
8	走査型レーザー生物顕微鏡システム	H9/3	12,885	0	243	0%				5
9	ガスクロマトグラフ質量分析システム	H8/3	12,483	8	243	3%	8			
10	高速液体クロマトグラフ	H3/7	11,868	0	243	0%				
11	プロットドリル	H11/11	11,812	9	243	4%	9		×	6
12	I C P 発光分析装置	H15/1	10,741	48	243	20%	48			
13	ガスクロマトグラフ	H16/3	9,975	97	243	40%	97			
14	高速液体クロマトグラフ	H16/3	9,397	105	243	43%	105			
15	ガスクロマトグラフ	H9/3	8,991	0	243	0%			×	7
16	アミノ酸分析計	S62/3	8,850	91	243	37%	91	0		
17	超遠心機	H9/3	8,770	0	243	0%			×	
18	サブレッサ式イオンクロマトアナライザシステム	H8/3	8,240	54	243	22%	54			
19	農業気象観測システム	H9/2	8,188	365	365	100%	365	0	×	
20	フローサイトメーター一式	H11/8	7,980	45	243	19%	16	29		

注 1 年間日数は勤務日数とする。

2 使用簿の区分は次のとおり ...あり ×...ないので聞き取りにより推計したもの

3 極端に利用率の低いものの理由は次のとおり。

- 1 平成 11 年度に廃棄申請。廃棄費用の予算承認がおりず、現在に至っている。
- 2 小麦の製粉性の評価に用いているが、サンプル量が多いため(必要小麦量 6 kg)、有望なものだけに使用している。

- 3 水稲の炊飯テスト実施の判断を行うために使用するもので、収穫後早急に行う必要があるため、利用日数が少ない。
- 4 水稲および小麦の育成系統の有望なものについてのみ実施している。
- 5 小孢子培養技術によるキャベツ等土壌病害抵抗性系統の作出試験（平成12～15年度）で、キャベツの花粉小孢子内部動態の詳細観察に使用していたが、試験が終了したために使用されていない。平成18年度から開始する「葯培養による水稲・小麦の育種」において、再び使用する予定である。
- 6 小麦播種以外には使用しない機器であるため、利用日数は少ない。
- 7 遺伝子組換え関連で今後利用予定なし。

使用簿が作成されていないものが8点、作成されているが記帳されていないものが1点あり、全体の半数の使用状況が把握できていない状況であった。また、1年間で1日も使用実績がないものが5点あった。

試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するというのではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられることは問題である。また、機器類の稼働状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(2) こんにゃく特産研究センターについて

こんにゃく特産研究センターの施設設備を視察した際、下記の6点については、年間稼働日数がゼロ日乃至10日程度と極めて低稼働であることが判明した。

(単位：千円)

備品番号	備品名称	取得年月	取得価額	年間利用日数	備考
H11-159512	高速遠心冷却装置	H 3 / 10	2,698	0	1
H11-159514	遺伝子導入装置	H 3 / 9	1,096	0	1
H11-159679	振とう培養インキュベーター	H 4 / 1	2,209	4	2
H11-159814	こんにゃく製造装置	S 48 / 3	1,139	3	3
H11-160812	落射蛍光顕微鏡	H 8 / 3	1,531	3	4
H11-160818	土壌・作物体総合分析装置	H 2 / 3	2,497	0	5

注 上記重要物品の低稼働の理由は、以下のとおりである。

1. 2台とも遺伝子組換えの実験を行う際に利用するものであるが、遺伝子組換え実験は、現在の国民の全体的なコンセンサスが得られていないとの認識に基づき、食用作物については、6年前から実験が中止されているので、現在使用されていないとのことである。なお、当分の間、食用作物についての研究は実施しない方向であるという。
2. 細胞組織の培養を実験するときの機器であり、最近はやがど利用していない。本機はカルス等の組織培養に供試していたが、遺伝子組み換え試験の中止により、現在は腐敗病菌・葉枯病菌の培養に年間4日程度使用している。遺伝子組み換えによる品種育成は消費者ニーズに反するため、再開の見込みが立たない一方で、ウイルス抵抗性品種に対する生産現場からの要望は非常に高い。遺伝子組み換え技術を用いず、ウイルス抵抗性の高いコンニャクを作るには、トマト等で実用化された弱毒ウイルス株の利用が有効であると考えられる。本技術の確立には弱毒ウイルスの作出はもとより、茎頂培養によるウイルスフリー株の大量増殖が必要である。ウイルスフリー株の培養に本機が活用



できると思われ、今後の研究推進に必要な機器の一つであると言える。弱毒ウイルスに関する試験では現在は構想段階であるが、今後推進すべき研究課題の一つであると考えているとのこと。

3. 名称はこんにやく製造装置であるが、現在は「シラタキ」が製造できるような設定になっている。最近では殆ど利用がなく研究センターでの役目は終了しているという認識であるとのこと。
4. こんにやくの微細構造の特徴等を研究する場合に利用するということであるが、過去1年間における利用は殆ど無いということである。
5. 土壌の状況について作物を含めて総合的に分析する装置である。平成4年までは土壌分析に利用していたが、現在は、前橋の土壌環境グループに分析を依頼しているため利用していないとのこと。

(改善策)

- (1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、 県立8試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高いテーマ・目的に応じて導入を行うべきである。

- (2) 機器類の稼動実績データはその活用によって、次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる(原因分析ツールとして)、 不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も5年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-17頁)

## 15 県立試験研究機関内の備品の貸付手続きについて

県立試験研究機関内の備品の貸付手続きが適切に行われていない。

(現状及び問題点)

以下の物品は、平成17年春から、畜産試験場に貸し付けられているにもかかわらず、契約書等が作成されていない。

管理単位	備品番号	名 称	取得年月	取得価額
前橋作物育種	H11-166604	ヘイベラ	昭和60年10月12日	1,830千円

(改善策)

契約書、借用書等を作成すべきである。

今後、資産の効率的な利用の観点から、県立8試験研究機関で共有の資産を購入・保有する機会も増加し、各機関間での資産の移動貸借が頻繁に行われることが予想される。移動の都度、管理換の手続きを行う方法も考えられるが、管理主体の一元化による責任の明確化という観点から、管理主体は変更せずに、使用貸借という方式を取る方が適切と思われる。このような事態に対応するために、管理換の規定に加えて、県の機関内の貸借の規定を検討することが望まれる。

## 16 遊休不稼動建物等について(共通)

現在、使用状況が十分でない古い建物や施設については、取り壊しも含めて今後の管理のあり方について早急に検討すべきである。

(現状及び問題点)

遊休状態にあるか、または十分に管理されていないと思われる以下の施設があった。

- ・本所：研修館建物
- ・前橋研究拠点：病害虫防除所建物、職員用グラウンド・テニスコート

また、前橋研究拠点東研究棟2階の一部を(社)県有機肥料協会と県食品産業協議会に、本館1階の一部を(社)県植物防疫協会に賃貸しているが、賃貸料は光熱水費相当額のみであり、十分な活用法であるのか、契約自体に問題がないのか検討する必要がある。

(改善策)

長期的展望も踏まえ建物、施設の効率的な活用方法をその存廃も含め検討すべきである。  
(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-18頁)

## 17 前橋研究拠点の農業機械器具保管庫の利用状況について

展示されている過去の伝統的な農機具等の公開は不十分であり、検討が望まれる。

(現状及び問題点)

前橋研究拠点の農業機械器具保管庫には、過去の伝統的な農機具等が展示され、開発途上国からの研修者や県民に公開されているが利用の頻度は少ない。

(改善策)

積極的な公開の方法を検討する必要がある。もし、展示に意義が見出せないようであれば、廃棄を検討するか、必要とする資料館等への移設、管理を検討することが望まれる。

## 18 前橋研究拠点の格納庫の保安対策について

前橋研究拠点の格納庫について、収納機械器具等の保安対策が不十分である。

(現状及び問題点)

前橋研究拠点の格納庫にはシャッターがなく、チェーン張りのみである。盗難の心配だけでなく、幼児等の侵入による事故等も懸念される。

(改善策)

保安対策、例えばシャッターの設置等を検討すべきである。

## 19 火災共済付保状況について(共通)

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-19頁)

## 20 肥料の在庫たな卸について

肥料等について実地たな卸が実施されていないが、たな卸資産の使用実績管理の観点から、実地たな卸の手続きは欠かせないものである。

### （現状及び問題点）

肥料等について実地たな卸が実施されていない事例がある。

### （改善策）

たな卸資産については、実地たな卸を実施し、正確な使用量を把握管理するとともに、正確な財産の状況も把握すべきである。

## 21 薬品等の管理状況について(共通)

毒物・劇物や農薬取締法に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

### （現状及び問題点）

農業技術センターは、試験や検査に使用するため、薬事法（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号、以下「毒劇法」という）及び農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）により、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

#### （1）毒劇法

薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成 10 年 7 月 30 日群馬県保健福祉部長通知）により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

- 内 容： 保管場所を敷地境界線から離す。  
目の届く所に保管する。  
施錠する。  
毒劇物管理簿を備え、記録する。  
漏えい、流出を防止する。  
貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。  
移動、運搬時には注意する、他である。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である農業技術センターは、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

#### （2）農薬取締法

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例（平成 14 年 10 月 11 日条例第 54 号）で適正使用と管理を義務付けている。

- 内 容： 農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するよう努める。  
使用した農薬について、購入の状況、使用時期、希釈倍率、使用量、使用した農産物等を記録し、三年間その記録を保存するよう努める他である。

これに対して、農業技術センターの管理上の問題点として以下の点が挙げられる。

問題点： 場内管理規程が作成されていない。

劇毒物管理簿の記帳が十分でない。

前橋研究拠点、農産加工グループでは、保存戸棚には鍵がなく、部屋の鍵が1本あるのみで、しかも、グループ員全員が鍵を扱える状況である。

また、本所生物工学グループでは、保存戸棚に鍵はあるが、鍵を保管しているキーボックスの鍵は、グループ員全員が扱える状況である。

(改善策)

早急に管理者の指定を含めて適切な管理がなされるよう、場内管理規程の作成、薬品管理簿の備え付け及び記録、現品確認の実施、施錠管理等改善されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-21頁)

**(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか**

**課題設定・研究成果に関する評価等の現状**

農業技術センターによれば以下のとおりである。

1 試験研究推進体制について

農業関係試験研究推進については、「農業技術推進会議」を設置し（設置者＝農業局長）、同体制における検討により研究課題設定、成果の普及等の施策を講じている。

組織及び構成…農業技術推進会議本会議

同 企画部会

同 専門部会（農業、蚕業、水産、畜産）

検討事項等

- ・試験研究の基本方向、推進方向について
- ・試験研究課題及び研究成果の普及に関すること
- ・試験研究運営の効率化に関すること
- ・その他、農業研究推進に関して必要な事項

2 試験研究課題化、課題評価手法について

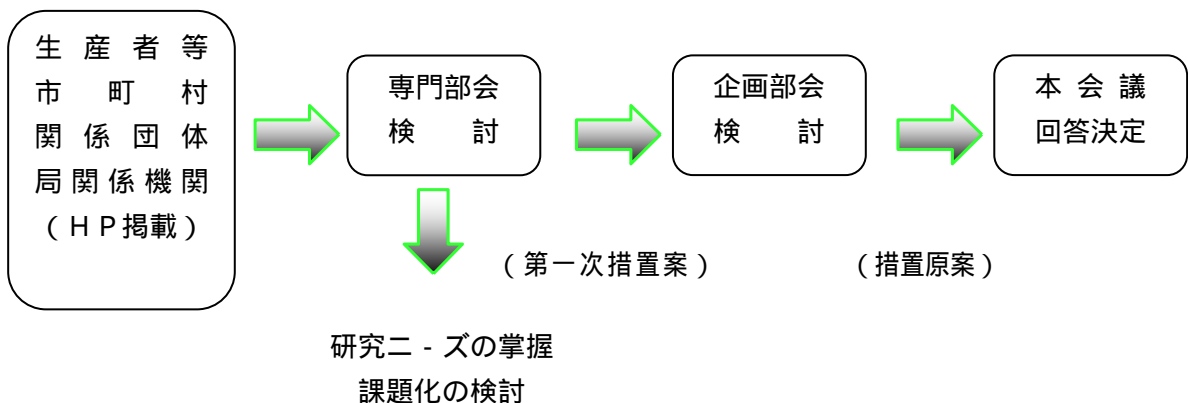
(1) 研究課題要望調査の実施

生産現地に対して、研究成果の迅速・効果的な移転を図るためには、現地二・ズを踏まえた研究課題の設定が重要であり、農政課では、毎年度、市町村、関係団体（農協等）及び局内地域機関を通じて生産者等に対して研究課題要望調査を実施している。

また、局内HPにも掲載し、一般県民からの要望を聴取できるシステムとしている。

なお、要望の回答については、農業技術推進会議体制による検討を行い、研究課題として採択する場合には（2）に記述する研究課題化と連動するシステムとしている。

「研究課題要望調査」



農政課により収集された研究課題要望については、各専門分野（農業・蚕業・水産・畜産）に分類、農業技術推進会議各専門部会に付議され、研究課題としての妥当性

について検討される。これは、第一次措置案として決定され、同企画部会に上程される。

第一次措置案を受けた企画部会では、各専門分野間調整の必要性の有無等を検討した後、措置原案として確定し、本会議へ付議する。

本会議では、この措置原案に基づき、最終の措置方針として決定する。

ここで、「採択」とされた課題については、新規研究課題又は現行課題の細課題として実施予定とされる。

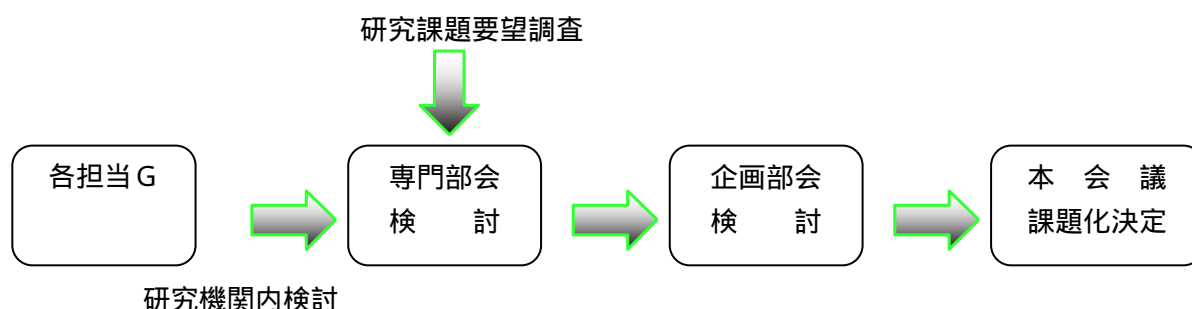
## (2) 研究課題化

各研究機関における研究課題設定については、研究課題要望調査等に基づくニ・ズ型課題、また、研究機関（員）自らの発案によるシ・ズ型研究課題を設定している。

このため、農業技術推進会議では、研究課題要望調査に基づく課題とシ・ズ型の研究課題が検討されるとともに、研究機関を横断してのプロジェクト研究が協議される。

なお、研究機関が主要研究課題と設定されたものは、課題決定後、外部評価会の手続きを経ることとなる。

### 「研究課題設定」



## (3) 研究課題評価手法

研究機関による主要研究課題等として位置付けられたものは、外部評価制度（事前・中間）の活用により、研究課題実施手法等の充実に努めている。

### 事前評価

研究課題実施に着手する初期段階で、研究から実用化までに解決すべき課題を可能な限り整理し、研究実施を円滑に行うことを目的とする。

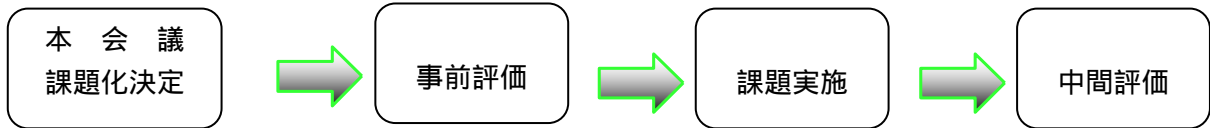
### 中間評価

研究の進捗状況を外部専門委員の評価を得、「関連研究との整合を確認し、研究の効率的な実施」、「研究成果の見通しを早い段階から予測し、実用化段階の取組みとの連携を効率的に進めること」等を目的とする。

### 事後評価

同評価については、研究開発技術の現地における活用等、実用化段階の評価を目指すものとし、今年度より、研究機関と普及指導体制の連携が進められたことを受け、その実施方法等については現在検討準備中である。

「研究課題評価（主要研究）」



その他、独立行政法人との共同研究等で外部からの評価を得られる場面があれば活用する。

(4) 計画進捗状況調査

「農業研究基本計画」における研究課題の進捗状況を把握するため、毎年度末、進捗状況調査を実施している。

なお、平成 17 年度においては、この進捗状況等を踏まえ、新たな「農業研究基本計画」における研究重点目標設定の参考とした。

**意見**

**2.2 外部評価委員による外部評価について(共通)**

- (1) 研究の外部評価については「群馬県農業研究機関における研究課題外部評価に関する指針」（以下「指針」という。）に規定されているが、事後評価が盛り込まれていない。
- (2) 研究が計画した内容で順調に推移していると農業技術センターが認めた研究については外部の委員による中間評価を省略している。
- (3) 指針によれば、試験研究の評価委員は 3 ～ 5 名程度を選任することになっているが、現実には評価委員を 2 名しか選任していないケースが散見される。

(現状及び問題点)

(1)について

研究の外部評価については「群馬県農業技術推進会議設置運営要綱」の中の「その他第 8 ( 3 )」で「農業技術推進に係る要領等」の一つとして、「指針」が規定されている。

この「指針」には事前評価、中間評価の規定はあるが、研究の成果の実用化等についての事後評価は規定されていない。

(2)について

「指針」によれば研究の進捗状況を評価するために、原則として、事前評価した研究課題について、外部委員による研究の中間評価を行うとしている。しかし農業技術センターでは、費用対効果の観点から、研究が計画した内容で順調に推移している場合には、推進会議に諮って、中間評価を省略している。

(3)について

「指針」によれば研究課題の外部評価は「決定された課題ごとに試験研究機関の長が評価委員 3 ～ 5 名程度を選任して行なうものとする。」と規定している。しかしながら農業技術センターでは現在研究課題によっては、費用対効果の観点から、内容に応じて 2 名の外部委員による外部評価を実施している。

(改善策)

(1)について

研究終了後において当該研究の効率性、目的達成度、実用性等について、外部委員により事後評価をうけることは重要であり、「指針」においても規定すべきものと思われる。

(2)について

「指針」では中間評価は「原則として行う」と規定していることから、義務規定ではないが、中間評価の意義は、研究の進捗状況の評価を得ることにより、「関連研究との整合を確認し、研究口スを最小限にし、研究を効率的に進めること、研究成果の見通しを早い段階から予測し、実用化段階の取組との連携を効率的に進める」こと等を目的としているのであるから、重要な手続きである。中間評価の省略を行う場合には、指針の趣旨に鑑み、合理的な理由の明示等慎重に対応することが望まれる。

(3)について

「指針」の趣旨に鑑み、広く外部に意見を求められるよう慎重に対応することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 23 頁)

## 23 外部評価委員の評価基準について(共通)

農業研究機関の研究で実施している外部評価について、研究課題では事前評価と中間評価を同じ評価基準を用いているが、評価の目的が異なるのでそれぞれに基準を規定することが望ましい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 23 頁)

## 24 外部評価委員の評価書について(共通)

研究課題についての外部委員の評価書は、農業技術センターでは、外部評価の実効性を損なう恐れがあるので改善する必要がある。

(現状及び問題点)

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 24 頁)

## 25 研究計画が数年に亘る場合の取扱いについて

研究計画が数年に亘るものの場合、年度毎の具体的研究計画が記載されていないものがあるが、改善する必要がある。

(現状及び問題点)

農業技術センターの研究計画は数年に亘るものがあるが、年度研究実施計画を見ると年度毎の具体的研究計画、目標成果が記載されていないものが散見される。

(改善策)

年度毎の研究目的、成果目標、研究方法を具体的に計画し、年度毎に評価をすべきである。また、やむなく研究が数年に亘る場合、年度毎の具体的研究計画を明示すべきである。



## 26 種苗の取扱いについて

農業技術センターにおいては群馬県育成品種として品種登録している品種が相当数ある。種苗に関する規定である「海外優良種苗・遺伝資源導入事業関連の品種・系統等の取扱い要領」（平成7年4月1日策定）（以下「要領」という。）は、策定以来見直しがされていない。

（現状と問題点）

農業技術センターでは群馬県育成品種として品種登録されている品種が相当数ある。これは農業技術センターのこれまでの研究実績であり、高く評価されるべきものである。また同時にこれは群馬県民の財産として適切に管理保管されるべきものである。近年特に種子が国際間の戦略物資になっており、各国共に種子の管理には最新の注意を払っているところであるが、この見直しに取り組んでいない。

（改善策）

「要領」の内容を再検討することが望まれる。

## 27 研究成果の調査、分析について(共通)

基礎研究と応用研究（実用化研究）では異なるが、応用研究の研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。また研究計画も、期待される効果について抽象的表現が多く、具体的な目標成果が掲げられていない。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果1 - 24頁）

**(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか**

**意見**

**28 外部資金の導入について(共通)**

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 年度から平成 16 年度までにおける研究用重要物品の購入は 17 点・59,171 千円である。規模から考えて必ずしも十分な投資ではない。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。

競争的資金を積極的に獲得することにより、少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における外部資金の導入は、以下のとおりである。

年 度	受託先	受託事業収入
平成 14 年度	8 件	11,876 千円
平成 15 年度	10 件	19,763 千円
平成 16 年度	20 件	33,507 千円
合 計	38 件	65,147 千円

この 3 年間で件数、金額とも増加しているが、農業技術センターの規模から考えて必ずしも十分とはいえない。

(改善策)

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

**29 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)**

評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 27 頁)

### 30 人事面の施策について(共通)

研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

(1) 職員の在職年数等の状況は以下のとおりである。(平成 17 年 3 月 31 日現在)

職種	人数	年齢(歳)	勤続年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	90 人	42.0	1.9	10.6	5.4	18.0
行政職	9 人	50.4	1.8	0.9	28.0	30.6
技労職	18 人	45.5	2.0	19.3	1.9	23.2
平均		43.1	1.9	11.3	6.4	19.6

群馬県農業技術センターは平成 15 年に統合されたので当场の勤続年数が全員 2 年以下になっている。統合前の勤務年数は他試験場に含まれている。なお、上記の統合前の勤務年数を通算すると群馬県農業技術センターの平均勤続年数は 12.5 年になる。

(2) 新しい人事制度の主な取り組みは、以下のとおりである。

選考採用...選考採用は昭和 40、50 年代にはあったが、近年は平成 15 年度に 1 名選考採用で研究員になった例があった。

任期付研究員(3 年間)...平成 16 年度末現在 1 名(初採用)。独立行政法人産業総合研究所の研究員で特定テーマの専門家。今後研究業務の活性化が期待できる。

(3) 一般的に人事の滞留現象が発生する理由として以下の事項が考えられる。

試験研究期間の長期化

農業に特化した技術の特殊性のため、調査・研究には長期間を要する。また、研究職員の研修という面を考えた場合にも、実地研修に長期間を要する。

少人数なのでローテーション等が困難

研究に必要な人数が最低限の少数のため、組織の変更等が困難である。また、他局との異動は少ない。

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

(1) 任期付研究員制度について

人事の滞留化によって、研究活動及び組織の活性化に支障をきたす恐れがある。研究課題の内容によって、数年間の任期付研究員制度の採用を積極的に検討されたい。

(2) 民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。なお、農業

技術センターでは「選考採用」の実績があるので、今後も活用されたい。

(3) 行政部門や他の研究機関との交流

農業技術センターは県の専門機関であり、行政施策に沿った試験研究の実施が求められる。行政部門との人事交流を行うことにより、試験研究機関以外での経験が、研究に対する視野の拡大や視点の変化につながり、結果として行政的視点や県民ニーズに見合った研究業務の変革、活性化の効果が期待される。

また、これからは、群馬県の他の試験研究機関と連携して研究に取り組んでいく必要が増大すると思われるが、局の壁を越えた研究職員の人事交流を視野に入れた全庁的な取り組みが求められる。

なお、群馬県では新政策課科学技術振興室が県の研究機関の連携に関する業務を行っており、今後の活動が期待される。

(4) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 28 頁)

### 3.1 研究職員の育成について(共通)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 29 頁)

### 3.2 業務の効率化の追求について(共通)

人件費の抑制にかかる施策として、嘱託・臨時職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要があると思われる。

(現状及び問題点)

農業技術センターにおける人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人 件 費	研究職	779,641	770,659	724,191
	行政職	149,774	85,926	85,090
	現業職	138,706	138,832	131,860
	小 計	1,068,121	995,418	941,141
	嘱託職員	71,101	61,966	17,080
	臨時職員	31,667	25,493	58,131
	合 計	1,170,889	1,082,877	1,016,352
支出総額		1,484,176	1,377,406	1,246,661
支出総額に占める人件費割合		78.8%	78.6%	81.5%

(注) 1 人件費には、報酬、給料、諸手当、共済費及び賃金を含む。

2 公営試験研究機関の人件費の研究費に占める平均割合は平成 15 年度で約 70.4%である(文部科学省発行 平成 17 年版科学技術白書より)。

このように人件費は総コストに占める比率の高い項目であり、今後財政がますます厳しくなることが予想される中で、人件費の抑制に関する施策は重要課題であると考えます。

また、職員(嘱託・臨時除く)一人当たり平均人件費は次のとおりである。

(単位：千円)

職 種	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	人数	平均人件費	人数	平均人件費	人数	平均人件費
研 究 職	93	8,383	96	8,027	90	8,046
行 政 職	19	7,882	9	9,547	9	9,454
現 業 職	19	7,300	19	7,306	18	7,325
合 計	131	8,153	124	8,027	117	8,043

(注) 1 平成 14 年度から平成 15 年度にかけて行政職が 10 人減少している。これは病害虫防除所(行政機関)が統廃合されたことによる。

2 所長人件費については、平成 14 年度は研究職として、平成 15・16 年度は行政職(農業局参事)として集計されている。そのため行政職の平成 15・16 年度の平均人件費は高額になっている。

農業技術センターの業務内容は 調査研究業務、 依頼試験・検査業務及び 技術相談・民間普及業務であるが、従事時間を聞き取ったところ概ね 60%、25%、15%程度である。

これらの業務は、研究職員の管理下現業職員、嘱託・臨時職員を従事させて行っている。

平成 17 年 3 月 31 日現在、研究職員 90 名、現業職員 18 名に対して、嘱託職員 7 名・臨時職員は 55 名の在職でその事務分掌は以下のとおりである。

職種	所属グループ等	職員数	業務内容
嘱託職員	総務グループ	1人	運転業務
	農産加工グループ	1人	研究補助
	発生予察グループ	1人	病害虫防除調査
	作物育種グループ	1人	圃場管理
	高冷地野菜研究センター	3人	圃場温室作物管理
臨時職員	総務グループ	2人	事務補助
	機械施設グループ	4人	農作業
	〃	4人	分析補助
	病害虫グループ	4人	農作業
	〃	1人	分析補助
	生物工学グループ	3人	農作業
	作物育種グループ	3人	〃
	園芸育種グループ	4人	〃
	作物グループ	4人	〃
	野菜グループ	7人	〃
	果樹グループ	9人	〃
	中山間園芸研究センター	3人	〃
	東部地域研究センター	3人	〃
	こんにゃく特産研究センター	4人	〃
合計		62人	

## (改善策)

業務効率化の項目として以下のものが考えられる。

## (1) 嘱託・臨時職員の活用

農業技術センター内の施設設備を視察した際、作業的な業務がかなりあると見受けられたので、業務分析により作業工程の見直しと工夫によって、適材適所の観点から作業的な業務を嘱託・臨時職員に行わせることは、給与コストを考慮すれば検討すべき課題である。

## (2) 機械化・省力化推進

また、その見直しの過程での機械化・省力化の推進も重要な要素である。

## (3) アウトソーシングの可能性

業務の選択肢として、他に委託した方が効率的な業務は極力外部委託することを検討する必要がある。

これらの対策の実行により、品種育成、栽培業務が効率化すれば、研究費の確保及び研究時間の増加・特化が図られ、より効果的な研究ができるものと期待される。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 30 頁)

### 3.3 試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通)

研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 31 頁)

### 3.4 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)

試験研究にかかった作業工数の把握が明確にされていない。作物の栽培など農業の特殊性はあるが、可能な限り計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

### 3.5 光熱水費節減について(共通)

光熱水費の節減努力は行っているが、さらに節減の検討をされたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

### 3.6 組織統合に伴う研究業務等の効率化について

組織統合に伴う業務上の諸問題点につき、早急に解決することが必要である。

(現状及び問題点)

平成 15 年の組織改正により農業試験場、園芸試験場、農産加工センター、病害虫防除所が農業技術センターに統合された。

統合の主なねらいは、研究を園芸分野（主に本所）に一層重点化すること、研究の効率化を図り、限られた人員と予算で効果的な研究を実施することである。

しかし、組織統合から日が浅いため、業務上の諸問題点が未解決になっている。

以下は農業技術センターからの聞き取りによる主な問題点の要点である。

(1) 普通作物研究（主に前橋研究拠点）と園芸作物研究（主に本所）を別々の場所で行っていることから、それぞれに関連する研究分野の研究者（土壌研究・病害虫・農業機械など）は、本所と前橋拠点を往来しなければならない非効率がある。

(2) 本県の水田農業を展望したとき、研究のあり方として、今まで以上に水田の多様な利用の検討が必要である。園芸作物等の普通作物以外の栽培研究との連携強化が重要であるが、これまで研究場所が離れていることなどから、十分な成果を上げていない。

(3) 作物栽培の研究が分散していることから、共通利用が可能な汎用性の農業機械（トラクターなど）や備品などを別々に保管・整備しなければならない。また、運搬に労力を要すること等から、ほとんど共通利用されていない。

(4) 農業技術センターは、研究の中心である栽培関係を「生産技術部」に位置付けて研究管理を実施している。園芸作物と普通作物の研究が別々の場所で行われていること

とから、日常的研究管理に非効率な面が見られる。

- (5) 書類の回議、グループ間や職員への連絡や調整等が非効率で、業務のスピードアップや危機管理機能も課題が多い。

(改善策)

組織統合から日が浅いため、上記のような諸問題点が未解決になっている。組織統合の趣旨を実現させるためにも、早急にこれらの問題を解決すべきである。

### 37 農産加工グループの業務内容について

農産加工グループについては、その研究内容は必ずしも先端的な技術を伴うものではなく、農家及び農業団体に対する技術指導的なものが多いと思われ、研究目標の明確化を図る必要がある。

(現状及び問題点)

#### (1) 農産加工グループの業務内容

群馬県組織規則に「農作物の加工及び利用についての試験研究及び調査に関すること。」とあり、業務概要は、「県農産物の販売力を強化するための調査研究（農家等産地支援のための調査研究・分析及び地産地消を中心とした生産と流通販売の調査研究）」である。

#### (2) 経緯

もとは「群馬県農産加工指導センター」として主に農村における生活改善の一環としての業務であったが（当時は職員 10 人体制）、その後農業技術センターに統合され、現在農産加工グループとして 4 名が従事している。研究所は前橋研究拠点の旧群馬県農産加工指導センター建物内にある。

#### (3) 問題点

「地産地消」として農家及び農業団体に直売所や地域フェア等による起業の機会を与える、というのが主な狙いであるが、目的を達成したことで対象農業者の減少等により規模は縮小している。

研究内容は一部先端的な技術を伴うものもあるが、農家及び農業団体に対する技術指導的なものが多いと思われ、全体的には専門家による試験研究としては分析機器等の制約もあって不十分な面が見られる。

農産物の加工に関しては群馬産業技術センターでも同様の専門的研究を行っており、県の研究機関として重複業務になっていないかとの疑問が持たれる。農業技術センターの対象者は農家だが、群馬産業技術センターは食品業者であるとの意見もあるが、役割分担が明瞭でない部分もある。

(改善策)

農産加工グループについては、研究目標を明確にすることで、県の農業政策で担うべき役割を見直す必要があると思われる。



### 38 作物育種グループにおける米麦大豆の種子生産事業について

作物育種グループにおける米麦大豆の種子生産事業について、作業的業務に従事する人員をより有効的に活用するための検討が望まれる。

(現状及び問題点)

(1) 作物育種グループについて

群馬県行政組織規則では、普通作物の品種育成についての試験研究及び調査に關すること、普通作物の奨励品種に關すること、稲、麦及び大豆の原原種及び原種生産に關することと規定している。従事職員は研究職員4人、現業職員5人、嘱託1人及び臨時職員3人の計13人である(監査実施時)。

(2) 業務内容

上記は優良品種の米麦大豆種子を生産、配付することであり、前橋研究拠点の圃場で栽培している。売払い取引は米麦大豆振興協会を通じ農協に有償で支給している。

(3) 問題点

前橋研究拠点を視察した際の印象及び人員配置の状況から、米麦大豆種子生産(つまり研究以外の事業)に、相当な労働力を投入しているように感じる。

(改善策)

限られた人的資源を有効に活用するには、種子の生産や配布などにおける作業的業務は外部委託をするなどの工夫が必要と思われる。

### 39 高冷地野菜研究センターの研究業務について

高冷地野菜研究センターの研究業務は、キャベツに関する病虫害防除対策、品種育成及びその肥料に關する研究課題が主要なものであるが、キャベツ以外の野菜の研究も少ない状況にあり、見直しが求められる。

(現状及び問題点)

高冷地野菜研究センターの研究課題の大半はキャベツに關する研究である。キャベツ以外で研究対象としている野菜として主要なものはベニバナインゲン程度である。また、冬季は11月の中旬から3月頃まで雪に覆われていることから、冬季の研究の遂行は難しい状況にあり、現状は残念ながら広大な高冷地野菜研究センターの効果的な利用がなされているとは言い難い状況である。

(改善策)

高冷地栽培に適する野菜はキャベツだけではないものと思われる。キャベツ以外の野菜の研究を進めるとともに、雪で実証研究が出来ない冬季の対策を検討すべきである。

## 40 行政コスト計算書の活用について(共通)

農業技術センターの運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 33 頁)

## 行政コスト計算書

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
<b>人にかかるコスト</b>	<b>1,233,071</b>	<b>74.0</b>	<b>1,139,606</b>	<b>74.0</b>	<b>1,065,233</b>	<b>74.5</b>
人件費	1,170,889		1,082,877		1,016,352	
退職給付費用	62,181		56,728		48,881	
<b>ものにかかるコスト</b>	<b>399,513</b>	<b>24.0</b>	<b>370,616</b>	<b>24.0</b>	<b>336,482</b>	<b>23.5</b>
物件費	11,575		6,543		1,716	
維持修繕費	234,812		215,894		194,551	
減価償却費	120,691		119,950		117,475	
委託費	32,434		28,228		22,738	
<b>移転的なコスト</b>	<b>1,859</b>	<b>0.1</b>	<b>984</b>	<b>0.1</b>	<b>1,080</b>	<b>0.1</b>
<b>その他のコスト</b>	<b>32,180</b>	<b>1.9</b>	<b>29,737</b>	<b>1.9</b>	<b>26,592</b>	<b>1.9</b>
公債費(利息支払)	28,330		25,887		22,967	
土地機会費用	3,850		3,850		3,624	
<b>行政コスト総額</b>	<b>1,666,625</b>	<b>100.0</b>	<b>1,540,945</b>	<b>100.0</b>	<b>1,429,389</b>	<b>100.0</b>
<b>収入計</b>	<b>87,501</b>		<b>102,608</b>		<b>78,632</b>	
<b>行政コストの純額</b>	<b>1,579,123</b>		<b>1,438,336</b>		<b>1,350,756</b>	
研究職員数(人)	93		96		90	
研究職員1人当たりコスト	16,979		14,982		15,008	
県民数(人)(注)	2,028,693		2,031,415		2,028,733	
県民1人当たりコスト(円)	778		708		665	

(注) 県民数は群馬県総務局統計課作成「基本統計・群馬県移動人口調査」による各年4月1日現在の数値である。

(参考) 行政コスト総額と支出額の差額

(単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政コスト総額	1,666,625	1,540,945	1,429,389
機関現金支出額	1,484,176	1,377,406	1,246,661
差 額	182,449	163,539	182,728

(注) 機関現金支出額は4-14頁の「最近5年間の決算の状況」に支出合計として記載した数値である。

農業技術センターの行政コスト総額は、3年間で16億円台から14億円台に減少している。これは職員の定数削減をはじめとする財政の削減政策によるものである。

また、行政コスト総額と機関現金支出額との乖離は、1億6千万円から1億8千万円ほどある。これは主に、退職給付費用、減価償却費及び公債費（利息支払）である。

#### （行政コスト計算書試算の前提条件）

##### <機関現金支出額の計算>

前掲の「収入・支出の状況」各科目支出額から工事請負費及び備品購入費をコスト対象外支出として除いた金額を計上した。科目の内容は次のとおりである。

科 目	含 ま れ る 項 目
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金
物件費	原材料費
維持修繕費	人件費、委託費、備品購入費を除いた支出
移転的なコスト	負担金補助交付金

##### <その他発生経費の計算>

#### （1）退職給付費用

各年度末における全職員の退職給与要支払額を算出し、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって計上した。

#### （2）減価償却費

建物については公有財産台帳を基に、備品は、各年度末現在に存在する重要物品（「物品の分類及び重要物品の指定」（昭和52年5月1日訓令乙第4号）による各種自動車及び取得価額100万円以上のもの）について計算した。

##### 償却方法

定額法によって計算した。取得価額から残存価額10%を控除した金額を耐用年数で除して算出している。なお、取得年度の減価償却額は1年間の償却額の2分の1を計上し、償却期間終了のものは取得価額の5%まで減価償却を計算した。

##### 耐用年数

「地方公営企業法施行規則」別表第2号（昭和27年総理府令第73号）を参考にした。

#### （3）公債費（利息支払）

農業技術センターの施設の建設にあたって発行した県債に係る金利は各年度の支払金利を調査して計上してある。

#### （4）土地機会費用

県有土地を他の用途に運用したらいくらの運用益が見込まれるかという観点で機会コストを計上している。計算は各年度における土地の評価額に1年定期預金の全国平均利率0.032%（日本銀行発表「金融市況」の平成17年7月現在の利率による）を乗じた金額を計上した。

#### （5）県庁管理費の計算

県庁（農業局、出納局等）で発生する人事・経理面の支援費用等の県庁管理費、間接コストは考慮していない。

<収入額の計算>

収入額は、前掲の「収入・支出の状況」収入額を計上した。なお、農業技術センター以外の所属で測定された収入額も調査の上計上されている。また、国庫補助金は備品購入に対する補助のため除いてある。

**41 研究課題別原価計算について(共通)**

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 40 頁)

(研究課題別コストの試算)

農業技術センターの研究課題を任意に1課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は以下の通りである。

試験研究機関名		農業技術センター
研究課題		フキ新品種「春いぶき(仮称)」の特性
予算区分		県単独
研究期間		平成14年度～平成16年度
研究に従事した人数		1人
当該研究のために取得した資産		なし
人件費	直接	7,034千円
	間接	706千円
経費	直接	1,109千円
	間接	1,258千円
減価償却費		727千円
支払利息		155千円
合計		10,992千円
研究の目的		群馬県内では、在来「水ブキ」の栽培が昭和31年から始まり、現在、中山間地域を中心に約150haで行われている。 フキ栽培では葉柄を中心に収穫するが、最近では、山菜ブームにより、トウ(花穂)の需要が増しており、収穫量の多い品種の育成が望まれている。 そこで、この目的にかなう新品種を育成する。
研究の成果		「春いぶき(仮)」は、困難とされていたフキ栽培種の交雑に国内で初めて成功し、育成した品種である。本品種は、県内在来種「水ブキ」に比べ、トウの収穫量が極めて多く、品質においても優れ、収穫期間が長い特性を有する。

研究成果の公表手段	群馬県内関係機関・生産者への情報提供 ホームページ等への掲載 学会口頭発表 学会誌への掲載
研究結果の普及活動	群馬県利根郡昭和村においてフキ新品種「春いぶき」を委託増殖中であり、来年の春に種株を配布する予定である。 県の中山間地域を中心に 50ha 程度の普及を見込む。

#### ( 研究課題別コスト試算の前提条件 )

##### ( 1 ) 研究課題の直接人件費の算定について

農業技術センターでは、平成 16 年度上半期迄は、研究課題別の研究時間の集計を実施していない。そこで、研究者及び補助員が研究課題に従事した時間をあらためて調べたうえで、当該研究者の時間単価を掛け合わせて算出している。

研究員及び補助員の時間単価は、研究期間に係る年度ごとの人件費の総支給額と総勤務時間数から算出している。

退職コストについては、各年度に発生していると見込まれる金額を算定して加味している。

##### ( 2 ) 研究課題に係る間接人件費の算定について

所長、副所長、総務グループなどの管理部門にかかる人件費を間接人件費として研究課題に配賦することとした。

当該間接人件費については次のように研究課題の間接人件費として算定している。

- ・管理部門の人件費を集計、管理部門以外の人員の総勤務時間で割ったものを研究に係る勤務時間あたりの間接人件費とする。
- ・対象とした研究課題に従事した研究員の従事時間に勤務時間あたりの間接時間を掛け合わせたものを研究課題に係る間接人件費とした。
- ・退職コストについては、集計された間接部門の人件費の 5%として加味している。

##### ( 3 ) 研究課題に係る直接経費の算定について

研究課題のために直接要した消耗品費等を直接経費とした。

##### ( 4 ) 研究課題に係る間接経費の算定について

支出のうち試験研究費以外の経費と減価償却費を間接経費とした。

間接経費については間接人件費と同様に勤務時間に基づいて配賦計算している。

## 4.2 研究成果の普及について(共通)

研究成果の迅速な普及は今後ますます取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

#### ( 現状及び問題点 )

研究成果の普及に関しては、直接的には各県民局の農業事務所内にある普及指導部門が主に行っており、農業技術センターは研究成果の資料を提供し、その普及に貢献している。

平成 16 年度の「実用化できる研究成果数（技術移転数）」は 37 件であり、うち農家に移しうる技術は 18 件、普及指導員に提供した資料は 19 件であった。直接的な普及活動の他、学術雑誌掲載、学会発表等、農業技術センター研究報告及び実用書等技術解説等の発表論文数は 79 件に及んでいる。また、出願品種数は 5 件であった。

これらの活動は平成 15 年度に設置した「地域共同開発室・企画情報グループ」が主体となって実施しており、農業技術センターでも重点項目にしている点は評価される。

ただ、インターネットを利用した研究成果の迅速な公表という点に関し、改善の余地があると思われる。

（改善策）

群馬県農業政策推進の基本として策定された「食と農の群馬新世紀プラン」（平成 13 年 3 月発行、平成 16 年 3 月「補強版」発行）の中の「農業政策 技術の開発・普及」で「...試験研究機関や関係団体と連携し、現地実証試験やインターネット等情報発信機能の活用により、研究成果の迅速な普及を図ります。」とされており、インターネットを活用した研究成果の迅速な普及は、農業技術センターの課題として、県内農業者が不利益を被らないよう情報を精査した上で活用を検討されたい。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁）

### 4.3 県立 8 試験研究機関の連携強化について(共通)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

（現状及び問題点）

県には 8 試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他都道府県、大学、民間でも同様の研究を行っている。その中で農業技術センターの各研究機関との連携関係は次のとおりである。

種 類	相手方	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
共同研究	国・独立行政法人	3 件	5 件	10 件
	民間	4 件	6 件	8 件
受託研究	国・独立行政法人			1 件
	民間	5 件	5 件	10 件
連携研究	県立 8 試験研究機関	2 件	2 件	2 件
合 計		14 件	18 件	31 件

このように、年々件数が増加し、活性化していることがわかる。また、農業技術センターでは「地域共同開発室・企画情報グループ」を設置し、県内外の研究機関、大学・民間企業との連携促進及び外部との共同研究の企画・調整を図っていることは評価でき、他の研究機関との連携関係には努力のあとがみられるが、今後の更なる検討が望まれる。

（改善策）

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

#### (1) 重複分野の共同化

各機関の施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分かなり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のものが見られた。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化することにより、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果の期待ができるのではないと思われるので、その可能性を検討されたい。

#### (2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。農業技術センターでも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

#### (3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能な状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立 8 試験研究機関の連絡会（情報交換検討委員会）で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

#### (4) 県立 8 試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立 8 試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながるとと思われるので、検討に値すると思われる。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 41 頁）

#### 4.4 農業技術センターの今後のあり方について(共通)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で農業技術センターの今後の運営は 効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

(現状及び課題)

農業技術センターに現状と課題について質問したところ、以下の回答を得た。

##### (1) 農業研究の方向について

農業研究は農業現場の課題やニーズに対応した研究体制と研究推進が必要である。研究開発の内容は、食の安全や環境負荷に配慮した栽培技術の確立が求められ、また、その生産物は消費者・実需者から商品として評価される必要がある。今日、求められる農業研究は、単に栽培技術だけでなく、高付加価値化や流通販売まで包含した体系化・総合化された技術として確立していく必要があり、そうでないと農業経営の現場での効果的利用が難しい。

##### (2) 研究領域別の研究方向について

園芸研究の推進方向(現状では本所)

群馬県農業の中で、園芸農業のウエイトが高まっているが、園芸は品目が多く、技術開発において、関連する周辺研究が多くなっている。また、開発技術が農業現場で利用されるためには、体系化・総合化が重要になっていることから、園芸研究に関しては研究ニーズが山積しており、強化して取り組むべき分野である。

普通作物研究の推進方向(現状では前橋研究拠点)

群馬県の水田は二毛作体系に特色があり、食料供給の重要な生産基盤である水田機能を維持することが大きな課題である。今後、水田利用の多様化の研究強化が必要であり、園芸作物や飼料作物と組み合わせた水田農業、園芸や畜産との複合経営の展開など、地域農業の視点に立った総合研究を進める必要がある。

農産加工研究の推進方向(現状では前橋研究拠点)

梅やこんにゃくなど加工原料となる本県農産物は付加価値を高める商品開発が求められている。また、この開発された製品が商品として市場で流通するまでには、その製品の製造や販売など様々な要素が関連し、こうしたノウハウや製造施設を有する民間等との連携を強化する必要がある。

横系(共通的)研究分野の推進方向

ア 経営流通研究(現状では本所)

産地育成や直売所の経営などにおいてマーケティングが重要であり、それぞれの経営体の経営管理の重要性が増している。また、新品種育成や新技術等の開発においては、市場性の評価が不可欠で、経営流通研究の役割は増していることから、こうした領域を強化していく必要がある。



イ 機械施設研究（現状では前橋拠点）

機械施設研究は、すでに園芸部門にシフトしているが、今後、特に施設園芸の栽培研究と一体になって省力化や快適化等の技術開発、開発した技術等の作業時間・作業性などの評価を進め、現地適応性を高めた技術として体系化していく必要がある。

ウ 土壌環境研究（現状では前橋拠点）

環境に優しい農業技術の開発は、すべてに共通する課題となっている。安全な農産物の生産と環境負荷の少ない土壌環境のための研究などが重要になっていることから、作物（普通作物・園芸作物）と関連した資源循環型土壌環境研究を強化していく必要がある。

エ 病害虫研究（含む発生予察研究：現状では本所と前橋拠点）

本県の農産物は多品目であり、食の安全安心等に関する研究ニーズも多様である。食の安全安心や環境問題等から、農薬を出来るだけ減じた栽培が強く求められている。このため、農薬の使用を減らす農業技術の開発を強化していかなければならない。

（問題点）

農業技術センターから得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々の射ているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、それらの有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

（改善策）

研究資源は限られたものであり、また、厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で農業技術センターの今後の運営はどうあるべきか、という点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである。

(1) 効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段に用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。

評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の採用を目指す。

人事の活性化・流動化による研究業務の活性化を図る。

研究職員の育成のための方策を検討する。

業務の効率化を図る。業務の見直しによって、臨時・嘱託職員の活用、機械化の推進、アウトソーシング化の検討等、抜本的に業務の効率化に取り組む必要がある。

研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。

また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更なる活用をすることが望まれる。

光熱水費の削減についても更なる努力が求められる。

## (2) 行政としての公正性、公平性の確保

農業技術センターは県の試験研究機関であり、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

研究課題の選定から研究成果の評価に至るまでの一連のプロセスにつき、見直しをして公正性、公平性に欠ける点がないかチェックすることが必要である。農業技術センターの場合にも、事後評価について外部評価の視点が欠落しているため、改善する必要がある。また、その内容をインターネット等により公表する必要がある。

行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。

研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

## (3) 研究成果の普及について

研究成果の普及に関しては、インターネットを活用した研究成果の迅速な普及は今後取り組むべき重要課題であると思われるので検討されたい。

## (4) 研究成果の追跡調査

研究成果に関しては、県の経済にどれだけ貢献したかを追跡調査の上、何らかの形で金額評価し、公表することが有益であると思われるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 43 頁)